

2019

あきたの下水道

〔資料編〕



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

秋田県 建設部 下水道課

あきたの下水道の本編については、県のウェブサイト
「美の国あきたネット」の下水道課のページからダウ
ンロードできます。
URLは「<http://www.pref.akita.lg.jp/gesuido/>」です。

下水道等（公共下水道、農業集落排水等、合併処理浄化槽）の生活排水処理施設は、汚水の処理・トイレの水洗化といった生活環境の改善はもとより、河川などの公共用水域の水質保全や資源循環型社会の構築に不可欠な社会資本であり、早急な整備が求められています。

このため、秋田県では平成28年度に「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想（第4期構想）」を策定し、各種処理施設の有する特性等を踏まえ、効率的かつ適正な整備手法を設定することにより、平成47年度末の普及率目標を95%として整備促進に努めています。

本資料編は、下水道等の整備の実施状況、今後の計画等について表やグラフ形式でまとめたものであり、より多くの皆さんにご活用いただき、今後の下水道等の整備について、ご理解を深めていただければ幸いです。

秋田県 建設部 下水道課長

目 次

	Page
1. 第3期ふるさと秋田元気創造プラン	
(1) 概要	1
(2) プランにおける下水道事業の位置づけ	1
2. あきた循環のみず推進計画（広域共同化）	
(1) 概要	2
(2) 広域共同化の取組	2
3. 汚水処理整備状況	
(1) 秋田県の生活排水処理整備	
1) 秋田県生活排水処理構想（第4期）	
① 市町村別 全体フレーム	3
② 市町村別 全体フレーム普及率	3
③ 市町村別 平成47年目標	4
④ 市町村別 平成47年目標普及率	4
2) 汚水処理人口普及率	
① 平成30年度末 市町村別汚水処理人口普及率	5
② 平成30年度末 秋田県汚水処理人口普及率	6
③ 平成30年度末 市町村人口規模別普及状況	7
④ 汚水処理人口普及率推移グラフ	8
⑤ 平成30年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）	9
(2) 秋田県の下水道	
1) 下水道のあゆみ	10
2) 流域下水道の状況	
① 流域下水道事業の実施状況	11
② 流域下水道事業の概要	12
3) 公共下水道の状況	
① 公共下水道事業の実施状況	13
② 平成30年度末 下水道処理人口普及率	14
③ 平成30年度末 下水道整備率	15
④ 平成30年度末 下水道接続率	16
⑤ 県代行・県費補助の実施状況	17
⑥ 公共下水道事業の計画概要	18
4) 下水道終末処理場の概要	19
5) 下水汚泥の状況	
① 下水汚泥の処理処分状況	20
② 下水汚泥の現状	21
(3) 全国の汚水処理人口普及状況	
1) 都道府県別普及状況	22
2) 都道府県別汚水処理人口普及状況	23
3) 都道府県別下水道処理人口普及率	24
4) 人口規模別下水道普及状況	25
4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況	
(1) 下水道使用料	26
(2) 受益者負担金	28
(3) 水洗化助成・貸付制度	30
5. 水質の規制状況	
(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）	32
(2) 放流水に対する規制（排水基準）	33
(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分	34
6. 農業集落排水施設	
(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ	35
(2) 農業集落排水施設 地区(処理区)一覧表	36
(3) 平成30年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率	37
(4) 平成30年度末 農業集落排水施設 整備率	38
(5) 平成30年度末 農業集落排水施設 接続率	39
(6) 農業集落排水施設 使用料	40
(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度	41
7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等	
(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表	42
(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率	43
8. 合併処理浄化槽整備事業	
(1) 合併処理浄化槽整備事業概要	44
(2) 法定検査の実施状況（第7条及び第11条検査）	45
(3) 合併処理浄化槽施設 使用料	46
(4) 合併処理浄化槽 補助金制度	47

1. 第3期ふるさと秋田元気創造プラン

(1) 概要

秋田県では、時代の潮流や社会経済情勢を踏まえ、時代を先取りした取組を積極的に展開することにより、人口減少を克服するとともに、「時代の変化を捉え力強く未来を切り拓く秋田」を創り上げていくことを目指し、平成30年度から平成33年度までの4年間における新たな県政運営指針として、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を策定しました。

計画では「4つの元気」の創造を目指し、本県の先進性や優位性を最大限活用しながら、『6つの重点戦略』に基づく施策・事業を総合的に展開します。

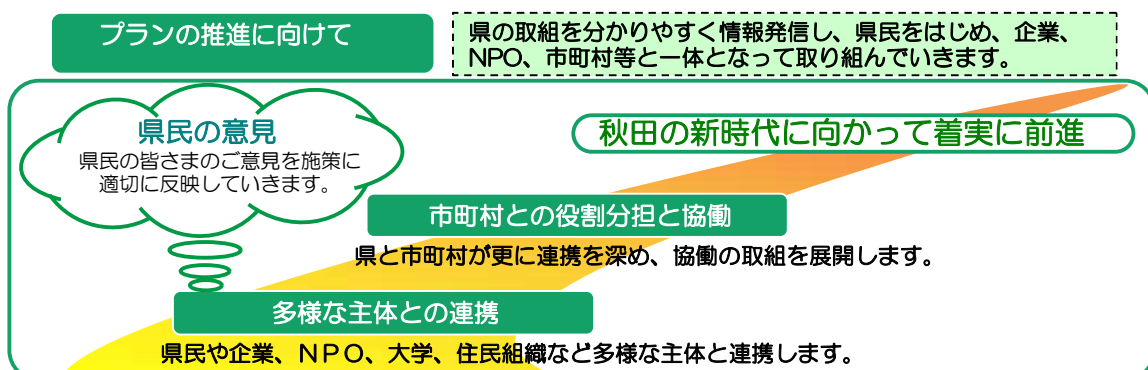


また、県民の基礎的な生活環境の整備を図るため、着実かつ継続的に取り組む政策分野について、基本政策として『4つの分野』に整理・体系化し、着実に推進します。

(2) プランにおける下水道事業の位置づけ

重点戦略1「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」において、県・市町村間の協働推進が掲げられています。下水道事業については、平成28年度に見直し策定した「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」の施策を推進し、流域下水道を核とした汚水・汚泥処理の広域共同化に取り組んでまいります。

また、基本政策『4つの分野』の「3 安全・安心な生活環境の確保」の中に、公共用水域の水質保全に不可欠な下水道など生活排水処理施設の整備と、人口減少下における行政サービスの水準の維持に向けた施設の集約・再編を位置づけています。



2. あきた循環のみず推進計画(広域共同化)

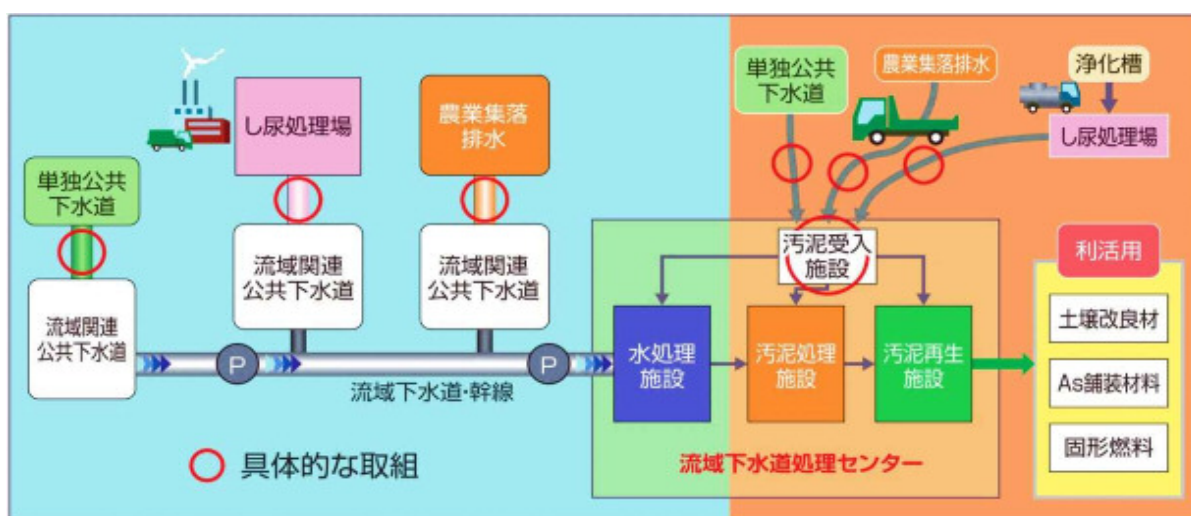
(1) 概要

人口減少や少子高齢化の急速な進行、ひっ迫する地方財政等の環境の変化から、県内の生活排水処理事業者単独での事業運営は困難となる事が見込まれたことから、経営基盤の強化とサービスの継続的な提供を目的とし、県と市町村が共有する施策を図る行動計画として「あきた循環のみず推進計画」(H24)を策定しました。

現在は、「生活排水処理の広域共同化」をより効果的に行うため、H28に見直し策定した「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」に基づき推進中です。

(2) 広域共同化の取組

1) 広域共同化のイメージ(流域下水道処理施設を核とした広域共同化)



2) これまでの取組

- H22** 秋田県生活排水処理事業連絡協議会(県、全市町村)を設置し広域共同化について協議
- H24** 「あきた循環のみず推進計画」を策定し公表
- H28** 「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」を策定し公表

H31.4現在、農集排14地区、し尿処理場1箇所を広域共同化済み(下水道接続)

3) これからの取組

- 流域下水道と秋田市単独公共下水道の処理区統合事業(統合目標 R2)
秋田市単独公共下水道を流域関連公共下水道に接続し、汚水を流域下水道で処理
- 県北地区広域汚泥資源化事業(供用目標 R2)
流域下水道処理場内に汚泥資源化施設を設置し、県北地区の流域下水道終末処理場、公共下水道終末処理場及びし尿処理場から発生する汚泥を集約処理
(対象3市3町1組合)
- 事業運営の広域共同化検討(H26～)
県と市町村が設置する「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」において、今後の事業運営のあり方について検討

3. 汚水処理整備状況

(1) 秋田県の生活排水処理整備

1) 生活排水処理構想(第4期)

① 市町村別 全体フレーム 令和17年(整備手法別 処理人口・処理区数)

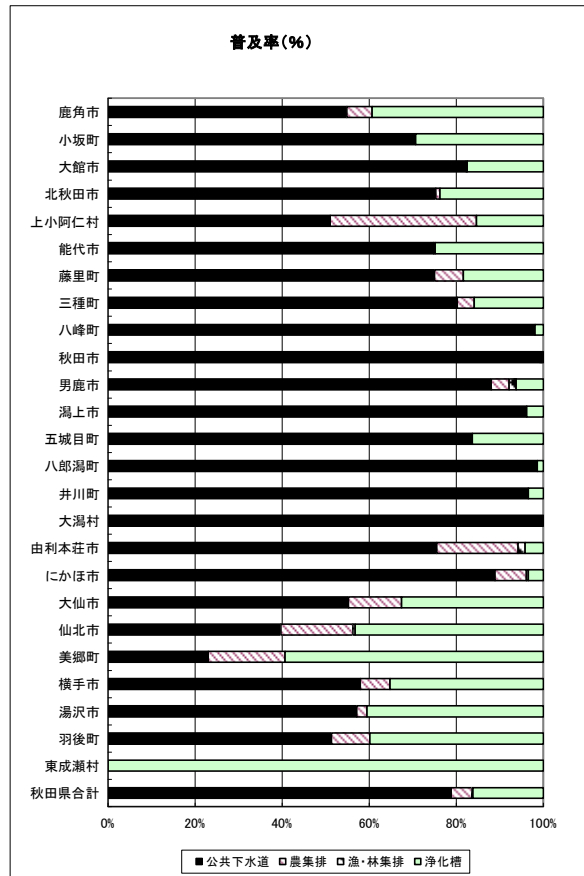
左欄: 処理区数(箇所)
右欄: 処理人口(人)

地区 名	市町村名	集 合 処 理 施 設													集合処理 小 計	個 別 処 理 施 設				合 計									
		公 共 下 水 道					集 落 排 水 他									合併処理 浄化槽 (個人設置)	特定地域 生活排水 処理事業	個別排水 処理施設 整備事業	小 計										
		単 独	流 域 関 連 (公共・特環)	計	農 業 集落排水	漁業・林業 集落排水	簡易・小規模 排水	計																					
鹿角市	鹿角市	1	200	0	0	1	12,460	2	12,660	3	1,340	0	0	0	0	3	1,340	5	14,000	9,090	0	0	9,090	23,080					
	小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	1,000	0	0	1,000	3,410						
	大館市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	0	1	130	2	45,850	7,740	1,450	550	9,740	55,590					
	北秋田市	3	15,070	1	820	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,090	4,290	720	0	5,010	21,100						
北秋田	上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220	1,430					
	山本	能代市	1	28,750	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	7,760	0	9,560	38,460					
藤里町		0	0	1	1,590	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	130	260	0	390	2,110						
三種町		0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800	11,310					
八峰町		0	0	1	4,670	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	0	90	4,760						
秋田	秋田市	0	0	1	40	1	251,130	2	251,170	3	940	0	0	0	0	3	940	5	252,110	0	930	70	1,000	253,100					
	男鹿市	0	0	0	0	1	16,480	1	16,480	1	780	2	300	0	0	3	1,080	4	17,560	1,000	170	0	1,170	18,730					
	潟上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	780	210	0	990	25,600						
	五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0	0	1	4,820	940	0	0	940	5,760						
	八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0	0	1	4,870	70	0	0	70	4,940						
	井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	110	0	20	130	3,730						
	大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0	0	1	3,210	0	0	0	0	3,210						
	由利本荘市	2	36,840	3	9,400	0	0	5	46,240	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	58,690	2,280	270	10	2,560	61,250					
仙北	にかほ市	1	19,450	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760	21,880						
	大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	0	12	7,360	17	40,760	17,400	970	1,330	19,700	60,480					
	仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	6,160	30	8,080	18,680					
	美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690	14,650					
平鹿	横手市	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	21,950	1,280	1,060	24,290	69,000					
雄勝	湯沢市	1	15,040	4	3,040	0	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	9,400	3,440	0	12,840	31,650					
	羽後町	0	0	1	5,470	0	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	4,250	0	0	4,250	10,660					
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,710	0	0	1,710	1,710						
合 計		11	119,750	17	28,580	15	455,380	43	603,710	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	642,250	94,920	25,390	3,770	124,080	766,280					
構 成 比			15.6%		3.7%		59.4%		78.8%		4.8%		0.2%		0.0%		5.0%		83.8%		12.4%		3.3%		0.5%		16.2%		100.0%
市町村数合計			8		10		15		24		17		4		4		17		24		22		14		8		24		25

*平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」資料 注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

② 市町村別 全体フレーム普及率 令和17年

No.	市町村名	計 画 処 理 人 口 普 及 率				合 計
		公 共 下 水 道	農 業 集 落 排 水	漁・林業 集 排 他	合併処理 浄化槽	
1	鹿角市	54.9	5.8	0.0	39.4	100
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	29.3	100
3	大館市	82.2	0.2	0.0	17.5	100
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	23.7	100
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100
6	能代市	74.8	0.4	0.0	24.9	100
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	18.5	100
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100
10	秋田市	99.2	0.4	0.0	0.4	100
11	男鹿市	88.0	4.2	1.6	6.2	100
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	3.9	100
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.5	100
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100
17	由利本荘市	75.5	18.6	1.7	4.2	100
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	100
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	32.6	100
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	43.3	100
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100
22	横手市	58.0	6.8	0.1	35.2	100
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	40.6	100
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	39.9	100
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	100.0	100
秋田県合計		78.8	4.8	0.2	16.2	100



③ 市町村別 令和17年目標（整備手法別、処理人口・処理区数）

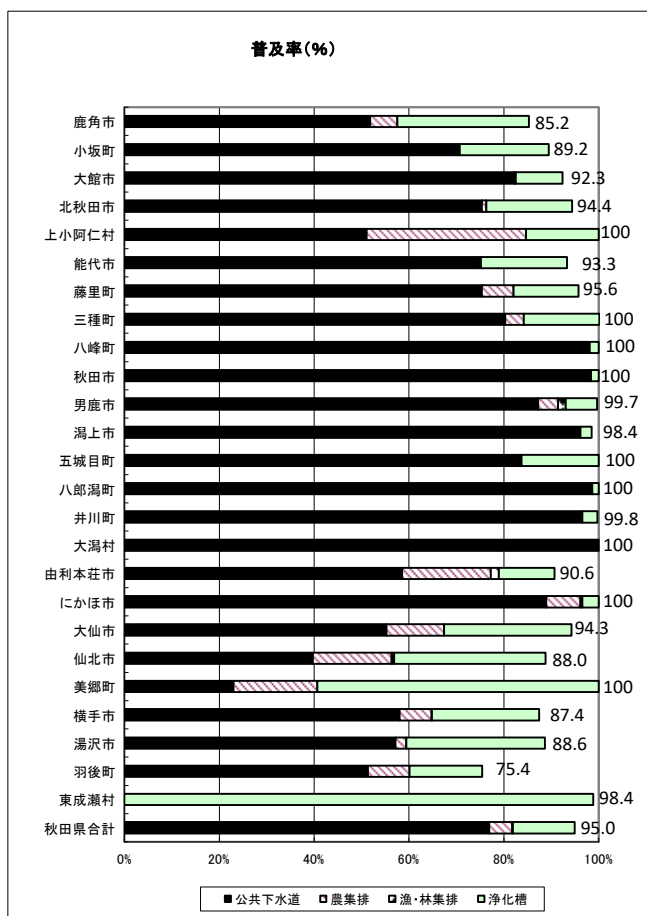
左欄：処理区数（箇所）
右欄：処理人口（人）

地区 名	集 合 処 理 施 設															個 別 処 理 施 設							合 計			
	市町村名	公 共 下 水 道					集 落 排 水 他					小計	合併処理 浄化槽 (個人設置)	特定地域 生活排水 処理事業	個別排水 処理施設 整備事業	計 全体計画区域内 浄化槽	小計									
		単 独		流 域 間 連 (公共・特環)	計	農 業 集落排水	漁業・林業 集落排水	簡易・小規模 排水	計																	
		公 共	特 環																							
鹿角市	鹿角市	1	200	0	0	1	11,740	2	11,940	3	1,340	0	0	0	3	1,340	5	13,280	5,680	0	0	5,680	720	6,400	19,680	
	小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	2	2,410	640	0	0	640		640	3,050		
北秋田市	大館市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	1	130	2	45,850	4,210	870	410	5,490		5,490	51,340	
	北秋田市	3	15,070	1	820	0	0	4	15,890	2	200	0	0	0	2	200	6	16,090	3,470	350	0	3,820		3,820	19,910	
山本町	上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220		220	1,430	
	能代市	1	28,750	0	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	5,170	0	6,970		6,970	35,870
	藤里町	0	0	1	1,590	0	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	30	260	0	290		290	2,020
	三種町	0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800		1,800	11,310
秋田県	八峰町	0	0	1	4,670	0	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	90		90	4,760	
	秋田市	0	0	1	40	1	247,860	2	247,900	3	940	0	0	0	0	3	940	5	248,840	230	700	70	1,000	3,270	4,270	253,110
	男鹿市	0	0	0	0	1	16,340	1	16,340	1	780	2	300	0	0	3	1,080	4	17,420	930	170	0	1,100	140	1,240	18,660
	潟上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	380	210	0	590		590	25,200	
	五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0	1	4,820	940	0	0	940		940	5,760		
	八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0	1	4,870	70	0	0	70		70	4,940		
	井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	100	0	20	120		120	3,720	
由利本荘市	大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0	1	3,210	0	0	0					3,210	
	由利本荘市	2	26,470	3	9,390	0	0	5	35,860	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	48,310	1,840	270	10	2,120	5,100	7,220	55,530
	にかほ市	1	19,450	0	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760		760	21,880
仙北町	大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	0	12	7,360	17	40,760	13,940	970	1,330	16,240		16,240	57,000
	仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	3,920	30	5,840		5,840	16,450
	美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690		8,690	14,650
平鹿町	横手市	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	13,270	1,280	1,060	15,610		15,610	60,340
雄勝町	湯沢市	1	15,040	4	3,040	0	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	5,800	3,440	0	9,240		9,240	28,050
	羽後町	0	0	1	5,470	0	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	1,630	0	0	1,630		1,630	8,040
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,690	0	1,690		1,690		1,690	
合 計	11	109,380	17	28,570	15	451,250	43	589,200	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	627,740	67,650	19,360	3,630	90,640	9,230	99,870	727,600	

*平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」資料 注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

④ 市町村別 令和17年目標普及率

No.	市町村名	計 画 処 理 人 口 普 及 率				合 計
		公 共 下水道	農 業 集落 排水	漁・林業 集 排 他	合併処理 浄化槽	
1	鹿角市	51.7	5.8	0.0	27.7	85.2
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	18.8	89.2
3	大館市	82.2	0.2	0.0	9.9	92.3
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	18.1	94.4
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100.0
6	能代市	74.8	0.4	0.0	18.1	93.3
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	13.7	95.6
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100.0
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100.0
10	秋田市	97.9	0.4	0.0	1.7	100.0
11	男鹿市	87.2	4.2	1.6	6.6	99.7
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	2.3	98.4
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100.0
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100.0
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.2	99.8
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
17	由利本荘市	58.5	18.6	1.7	11.8	90.6
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	100.0
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	26.9	94.3
20	仙北町	39.7	16.5	0.5	31.3	88.0
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100.0
22	横手市	58.0	6.8	0.1	22.6	87.4
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	29.2	88.6
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	15.3	75.4
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	98.8	98.4
秋田県合計		76.9	4.8	0.2	13.0	95.0



2) 汚水処理人口普及率

① 平成30年度末 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

注) 本項以降に用いられている「汚水処理人口普及率」は下水道等施設の普及率を表す全国統一表記であり、「下水道等普及率」と同意語である。

H31.3.31現在

市町村名	公共下水道		農業集落排水		漁・林・簡易・小規模		合併処理浄化槽		汚水処理人口合計		H30までの整備手法						住民基本 台帳人口 (人) (H31.3.31)
	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	公共下水道		集落排水等			合併	
											単	流	農	漁林	簡小		
秋田市	288,365	93.6	9,003	2.9	0	0.0	6,062	2.0	303,430	98.5	●	●	●			●	308,163
能代市	25,983	49.2	215	0.4	0	0.0	12,616	23.9	38,814	73.5	●		●			●	52,819
横手市	44,571	49.7	7,405	8.3	65	0.1	17,863	19.9	69,904	78.0	●	●	●	●	●	●	89,646
大館市	39,736	55.2	7,419	10.3	0	0.0	10,553	14.7	57,708	80.2		●	●			●	71,944
男鹿市	19,299	70.5	1,239	4.5	400	1.5	1,151	4.2	22,089	80.7		●	●	●		●	27,361
湯沢市	19,273	42.9	3,795	8.4	0	0.0	10,148	22.6	33,216	73.9	●		●			●	44,963
鹿角市	13,931	45.3	1,727	5.6	0	0.0	3,954	12.9	19,612	63.8	●	●	●			●	30,733
由利本荘市	34,953	45.5	21,922	28.6	1,576	2.1	10,517	13.7	68,968	89.8	●		●	●	●	●	76,784
潟上市	30,717	93.7	894	2.7	0	0.0	367	1.1	31,978	97.6		●	●			●	32,775
大仙市	35,759	44.1	19,035	23.5	0	0.0	13,352	16.5	68,146	84.0	●	●	●			●	81,144
北秋田市	16,384	51.4	5,758	18.1	0	0.0	4,037	12.7	26,179	82.1	●		●			●	31,884
にかほ市	16,343	66.6	6,712	27.4	97	0.4	1,105	4.5	24,257	98.9	●		●		●	●	24,533
仙北市	9,921	37.9	4,227	16.1	138	0.5	5,690	21.7	19,976	76.2	●	●	●	●	●	●	26,205
小坂町	3,487	68.7	0	0.0	0	0.0	790	15.6	4,277	84.3	●	●				●	5,074
上小阿仁村	937	40.9	1,019	44.5	0	0.0	273	11.9	2,229	97.3	●		●			●	2,291
藤里町	2,466	75.8	196	6.0	0	0.0	436	13.4	3,098	95.3	●		●			●	3,252
三種町	12,056	73.0	1,908	11.5	0	0.0	1,496	9.1	15,460	93.6		●	●			●	16,522
八峰町	4,916	69.1	1,216	17.1	695	9.8	98	1.4	6,925	97.3	●		●	●		●	7,115
五城目町	7,083	77.1	0	0.0	0	0.0	778	8.5	7,861	85.5		●	●			●	9,190
八郎潟町	5,772	98.7	0	0.0	0	0.0	19	0.3	5,791	99.1		●	●			●	5,846
井川町	4,593	96.8	0	0.0	0	0.0	132	2.8	4,725	99.6		●	●			●	4,744
大潟村	3,104	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3,104	100.0		●					3,104
美郷町	4,111	21.0	4,168	21.3	0	0.0	8,199	41.8	16,478	84.0		●	●			●	19,607
羽後町	6,415	43.1	2,359	15.9	0	0.0	2,338	15.7	11,112	74.7	●		●			●	14,877
東成瀬村	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,158	84.7	2,158	84.7						●	2,547
市合計	595,235	66.2	89,351	9.9	2,276	0.3	97,415	10.8	784,277	87.2	● 供用済 ◎ 着手済 ○ 未着手						898,954
町村計	54,940	58.3	10,866	11.5	695	0.7	16,717	17.8	83,218	88.4							94,169
県合計	650,175	65.5	100,217	10.1	2,971	0.3	114,132	11.5	867,495	87.4							993,123

(注) 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

② 平成30年度末 秋田県污水处理人口普及率

○ 平成30年度末 市町村別污水处理人口普及率（事業区分別）

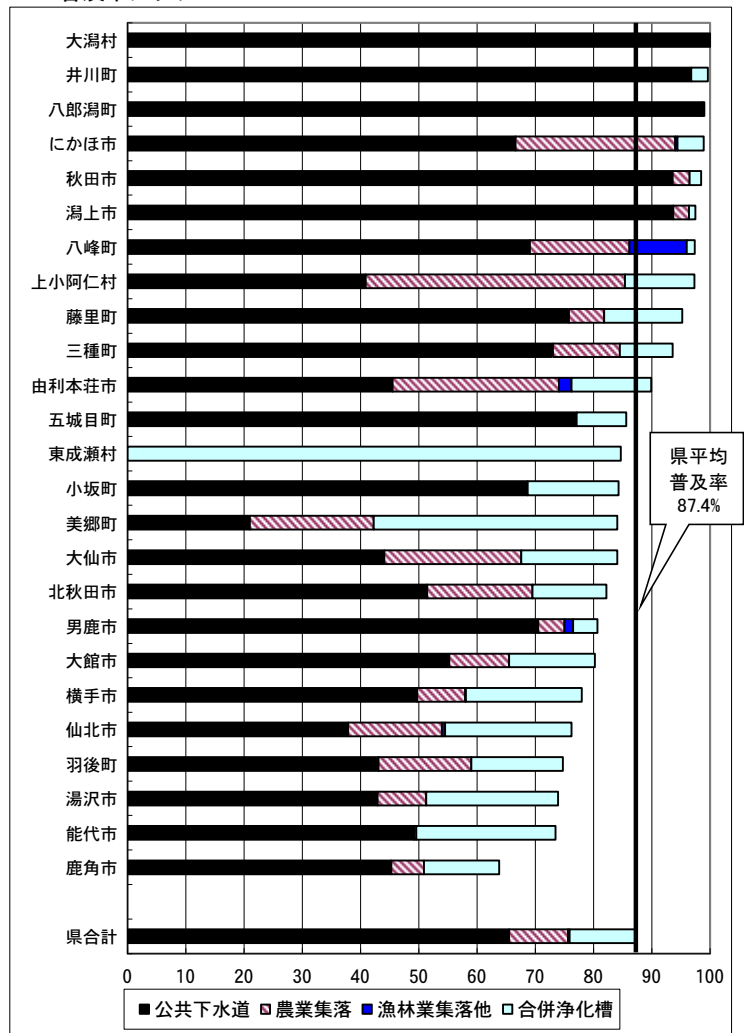
（単位：％）

順位	市町村名	公 共 下水道	農業 集落	漁林業 集落他	合併浄 化槽	合計	R17目標
1	大 潟 村	100.0	-	-	-	100.0	100.0
2	井 川 町	96.8	-	-	2.8	99.6	99.8
3	八 郎 潟 町	98.7	-	-	0.3	99.1	100.0
4	に か ほ 市	66.6	27.4	0.4	4.5	98.9	100.0
5	秋 田 市	93.6	2.9	-	2.0	98.5	100.0
6	潟 上 市	93.7	2.7	-	1.1	97.6	98.4
7	八 峰 町	69.1	17.1	9.8	1.4	97.3	100.0
8	上小阿仁村	40.9	44.5	-	11.9	97.3	100.0
9	藤 里 町	75.8	6.0	-	13.4	95.3	95.6
10	三 種 町	73.0	11.5	-	9.1	93.6	100.0
11	由利本荘市	45.5	28.6	2.1	13.7	89.8	90.6
12	五 城 目 町	77.1	-	-	8.5	85.5	100.0
13	東 成 瀬 村	-	-	-	84.7	84.7	98.4
14	小 坂 町	68.7	-	-	15.6	84.3	100.0
15	美 郷 町	21.0	21.3	-	41.8	84.0	94.4
16	大 仙 市	44.1	23.5	-	16.5	84.0	89.2
17	北 秋 田 市	51.4	18.1	-	12.7	82.1	94.3
18	男 鹿 市	70.5	4.5	1.5	4.2	80.7	92.3
19	大 館 市	55.2	10.3	-	14.7	80.2	99.7
20	横 手 市	49.7	8.3	0.1	19.9	78.0	87.4
21	仙 北 市	37.9	16.1	0.5	21.7	76.2	88.0
22	羽 後 町	43.1	15.9	-	15.7	74.7	74.5
23	湯 沢 市	42.9	8.4	-	22.6	73.9	88.6
24	能 代 市	49.2	0.4	-	23.9	73.5	93.3
25	鹿 角 市	45.3	5.6	-	12.9	63.8	85.2
	県 合 計	65.5	10.1	0.3	11.5	87.4	95.0

- : 事業計画なし

$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

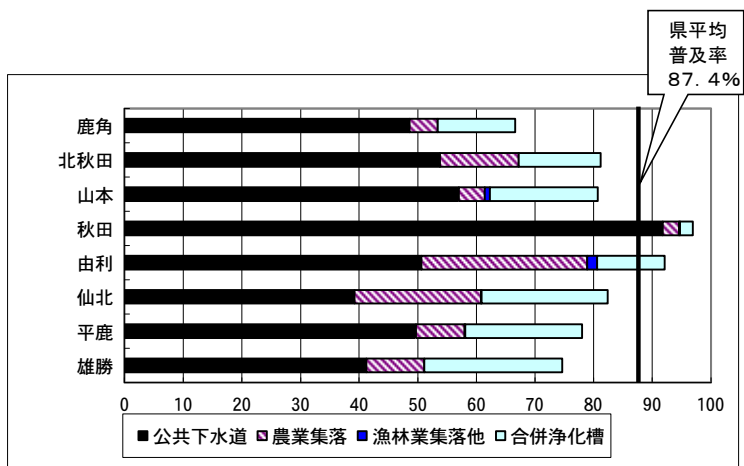
普及率グラフ



○ 地域振興局管内別普及率

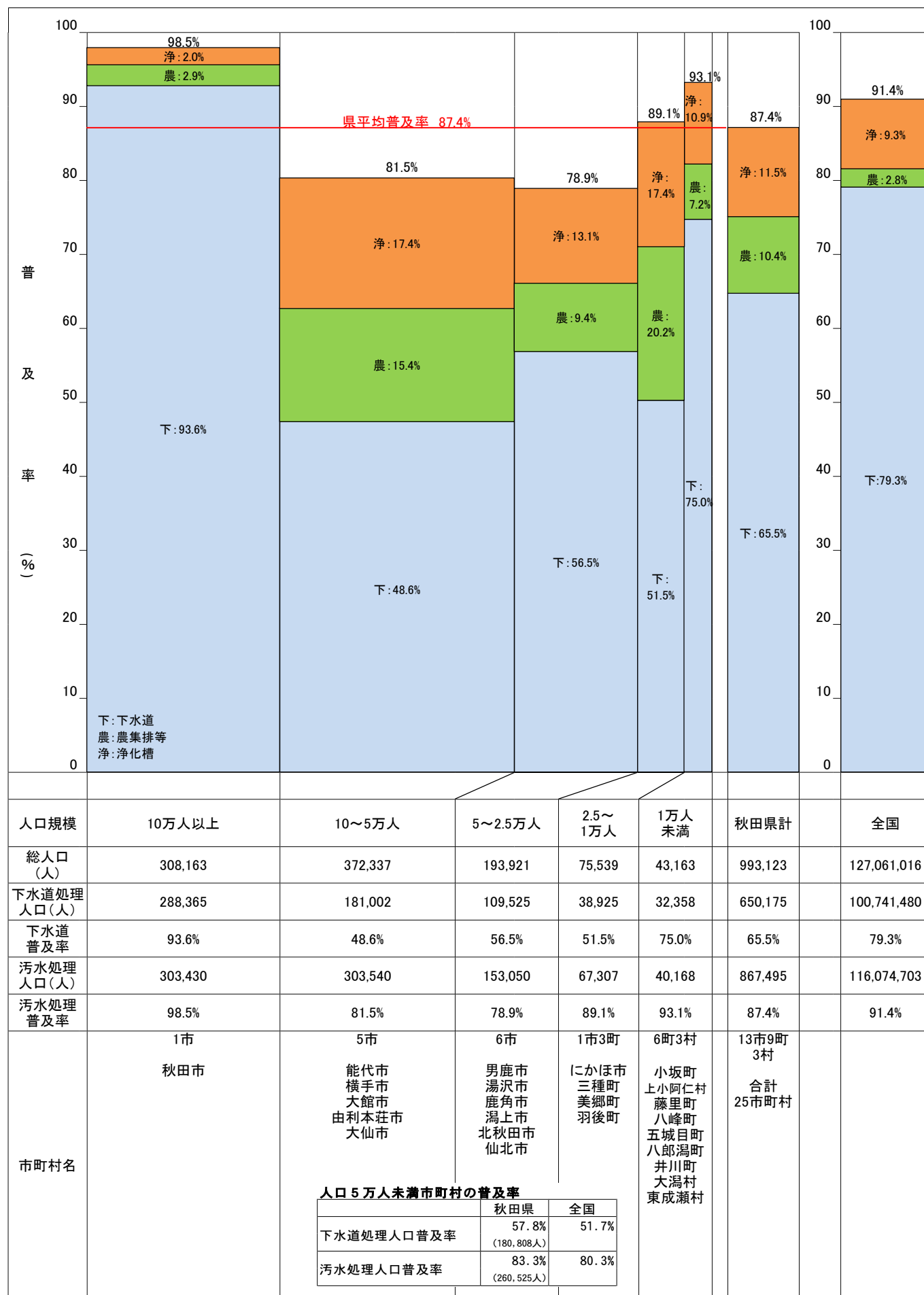
（単位：％）

振興局名	公 共 下水道	農業 集落	漁林業 集落他	合併浄 化槽	合計
鹿角	48.6	4.8	-	13.2	66.7
北秋田	53.8	13.4	-	14.0	81.2
山本	57.0	4.4	0.9	18.4	80.7
秋田	91.8	2.8	0.1	2.2	96.9
由利	50.6	28.3	1.7	11.5	92.0
仙北	39.2	21.6	0.1	21.5	82.4
平鹿	49.7	8.3	0.1	19.9	78.0
雄勝	41.2	9.9	-	23.5	74.5



（注） 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2 漁林業集落他には簡易排水施設、小規模集合排水処理施設を含む。

③ 平成30年度末 市町村人口規模別普及状況

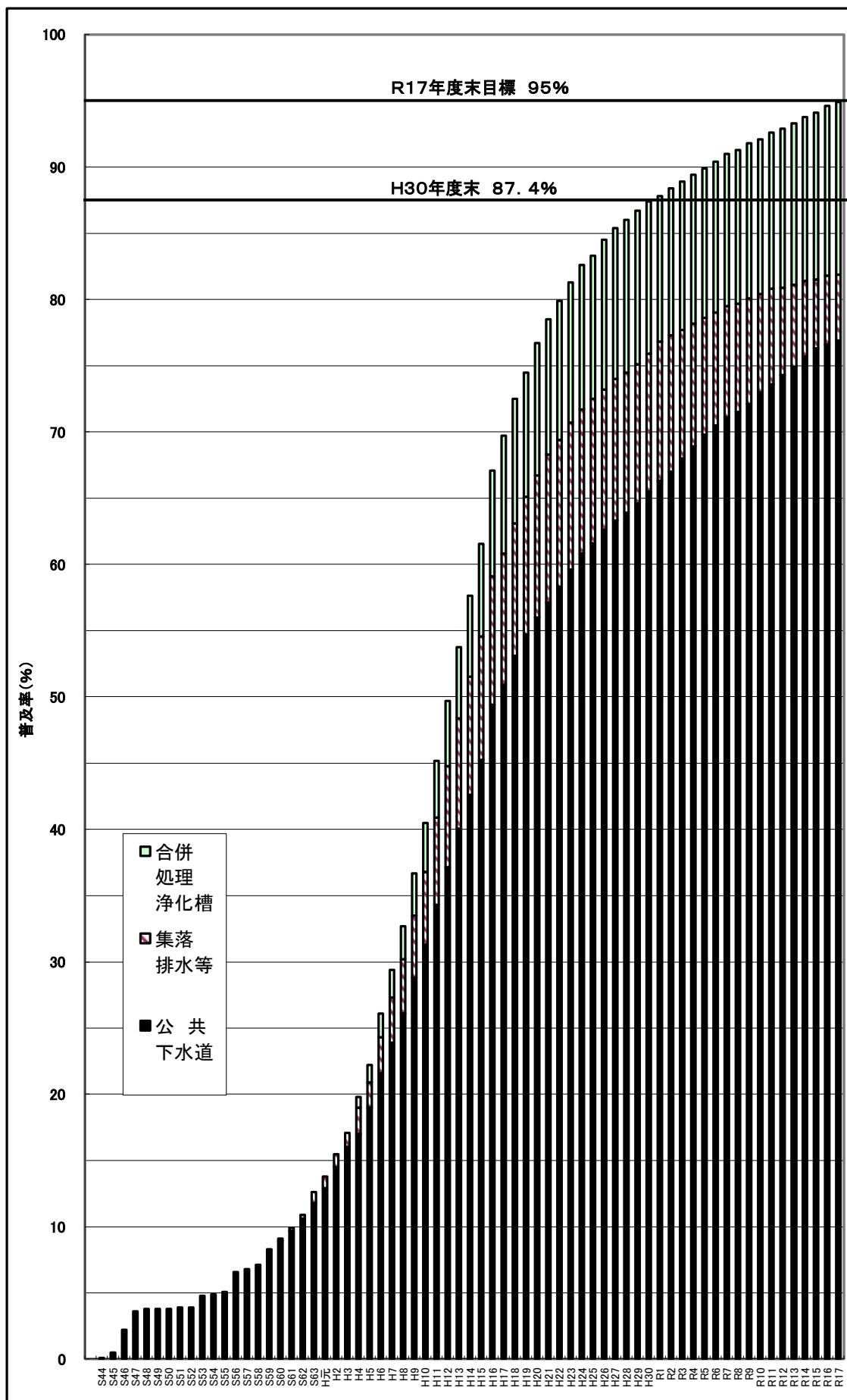


※全国のデータは、東日本大震災の影響により、福島県においては調査不能な市町村を除いたデータである。

④ 汚水処理人口普及率推移グラフ

H31.3.31現在

年 度	公 共 下水道	集 落 排水等	合併 処理 浄化槽	全 体 普及率
S44	0.1			
S45	0.5			
S46	2.2			
S47	3.6			
S48	3.8			
S49	3.8			
S50	3.8			
S51	3.9			
S52	3.9			
S53	4.8			
S54	4.9			
S55	5.1			
S56	6.6			
S57	6.8			
S58	7.1	0		7.1
S59	8.2	0.1		8.3
S60	8.9	0.2		9.1
S61	9.7	0.2		9.9
S62	10.6	0.3		10.9
S63	11.8	0.8		12.6
H元	12.9	0.9		13.8
H2	14.5	1.0		15.5
H3	16.0	1.1	0	17.1
H4	17.0	2.0	0.8	19.8
H5	19.0	1.9	1.3	22.2
H6	21.6	2.7	1.8	26.1
H7	23.9	3.4	2.1	29.4
H8	26.1	4.1	2.5	32.7
H9	28.8	4.7	3.2	36.8
H10	31.3	5.5	3.7	40.6
H11	34.3	6.6	4.3	45.2
H12	37.2	7.6	4.9	49.7
H13	40.1	8.3	5.4	53.8
H14	42.6	8.9	6.1	57.6
H15	45.3	9.3	7.0	61.6
H16	49.4	9.7	8.0	67.1
H17	50.9	9.9	8.9	69.7
H18	53.1	10.0	9.4	72.5
H19	54.7	10.4	9.4	74.5
H20	56.0	10.7	10.0	76.7
H21	57.1	11.2	10.2	78.5
H22	58.3	11.1	10.5	79.9
H23	59.6	11.1	10.6	81.3
H24	60.8	10.9	10.9	82.7
H25	61.6	10.9	10.8	83.7
H26	62.6	10.6	11.3	84.5
H27	63.3	10.7	11.4	85.4
H28	63.9	10.6	11.5	86.1
H29	64.6	10.5	11.6	86.7
H30	65.5	10.4	11.5	87.4
R1	66.3	10.5	11.0	87.8
R2	67.0	10.3	11.1	88.4
R3	68.0	9.7	11.2	88.9
R4	68.9	9.3	11.2	89.4
R5	69.8	8.8	11.3	89.9
R6	70.5	8.5	11.4	90.4
R7	71.1	8.4	11.5	91.0
R8	71.5	8.2	11.6	91.3
R9	72.1	8.0	11.7	91.8
R10	73.0	7.4	11.7	92.1
R11	73.6	7.2	11.8	92.6
R12	74.3	6.6	12.0	92.9
R13	74.9	6.2	12.2	93.3
R14	75.7	5.7	12.4	93.8
R15	76.3	5.2	12.6	94.1
R16	76.6	5.2	12.8	94.6
R17	76.9	5.0	13.0	94.9



(注) 1. 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2. 普及率は、H30までは実績値、R1以降は整備構想における計画値を記載している。

⑤ 平成30年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）

H31.3.31 現在

No.	市町村名	公共下水道					農業集落排水					漁・林・簡易・小規模				集合処理施設 小計			合併処理浄化槽		生活排水 処理施設合計				住民基本台 帳人口(人) (H31.3.31)	普及 率 順位	接 続 率 順位		
		処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	普及 率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	普及 率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	普及 率 順位	処理人口 (人)	接続 人口 (人)	率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)						
1	秋田市	288,365	93.6	258,467	89.6	5	7	9,003	2.9	8,637	95.9	17	3	0	－	0	－	297,368	267,104	89.8	6,062	2.0	303,430	98.5	273,166	90.0	308,163	5	8
2	能代市	25,983	49.2	23,320	89.8	16	6	215	0.4	215	100.0	19	1	0	－	0	－	26,198	23,535	89.8	12,616	23.9	38,814	73.5	36,151	93.1	52,819	24	5
3	横手市	44,571	49.7	32,295	72.5	15	16	7,405	8.3	5,876	79.4	13	10	65	0.1	64	98.5	52,041	38,235	73.5	17,863	19.9	69,904	78.0	56,098	80.3	89,646	20	16
4	大館市	39,736	55.2	32,406	81.6	13	11	7,419	10.3	6,316	85.1	11	8	0	－	0	－	47,155	38,722	82.1	10,553	14.7	57,708	80.2	49,275	85.4	71,944	19	13
5	男鹿市	19,299	70.5	14,533	75.3	9	14	1,239	4.5	1,014	81.8	16	9	400	1.5	359	89.8	20,938	15,906	76.0	1,151	4.2	22,089	80.7	17,057	77.2	27,361	18	19
6	湯沢市	19,273	42.9	12,941	67.1	21	21	3,795	8.4	2,296	60.5	12	17	0	－	0	－	23,068	15,237	66.1	10,148	22.6	33,216	73.9	25,385	76.4	44,963	23	20
7	鹿角市	13,931	45.3	8,454	60.7	18	22	1,727	5.6	1,224	70.9	15	15	0	－	0	－	15,658	9,678	61.8	3,954	12.9	19,612	63.8	13,632	69.5	30,733	25	24
8	由利本荘市	34,953	45.5	30,465	87.2	17	9	21,922	28.6	17,348	79.1	2	11	1,576	2.1	1,375	87.2	58,451	49,188	84.2	10,517	13.7	68,968	89.8	59,705	86.6	76,784	11	12
9	潟上市	30,717	93.7	27,271	88.8	4	8	894	2.7	687	76.8	18	12	0	－	0	－	31,611	27,958	88.4	367	1.1	31,978	97.6	28,325	88.6	32,775	6	9
10	大仙市	35,759	44.1	25,105	70.2	19	20	19,035	23.5	13,312	69.9	4	16	0	－	0	－	54,794	38,417	70.1	13,352	16.5	68,146	84.0	51,769	76.0	81,144	15	21
11	北秋田市	16,384	51.4	11,523	70.3	14	19	5,758	18.1	5,220	90.7	6	6	0	－	0	－	22,142	16,743	75.6	4,037	12.7	26,179	82.1	20,780	79.4	31,884	17	18
12	にかほ市	16,343	66.6	14,836	90.8	12	5	6,712	27.4	6,199	92.4	3	5	97	0.4	90	92.8	23,152	21,125	91.2	1,105	4.5	24,257	98.9	22,230	91.6	24,533	4	7
13	仙北市	9,921	37.9	7,006	70.6	23	18	4,227	16.1	3,145	74.4	8	14	138	0.5	93	67.4	14,286	10,244	71.7	5,690	21.7	19,976	76.2	15,934	79.8	26,205	21	17
14	小坂町	3,487	68.7	2,663	76.4	11	13	0	－	0	－	20	20	0	－	0	－	3,487	2,663	76.4	790	15.6	4,277	84.3	3,453	80.7	5,074	14	15
15	上小阿仁村	937	40.9	921	98.3	22	2	1,019	44.5	1,016	99.7	1	2	0	－	0	－	1,956	1,937	99.0	273	11.9	2,229	97.3	2,210	99.1	2,291	7	3
16	藤里町	2,466	75.8	2,130	86.4	7	10	196	6.0	176	89.8	14	7	0	－	0	－	2,662	2,306	86.6	436	13.4	3,098	95.3	2,742	88.5	3,252	9	10
17	三種町	12,056	73.0	8,676	72.0	8	17	1,908	11.5	1,097	57.5	10	18	0	－	0	－	13,964	9,773	70.0	1,496	9.1	15,460	93.6	11,269	72.9	16,522	10	22
18	八峰町	4,916	69.1	3,578	72.8	10	15	1,216	17.1	698	57.4	7	19	695	9.8	466	67.1	6,827	4,742	69.5	98	1.4	6,925	97.3	4,840	69.9	7,115	7	23
19	五城目町	7,083	77.1	5,645	79.7	6	12	0	－	0	－	20	20	0	－	0	－	7,083	5,645	79.7	778	8.5	7,861	85.5	6,423	81.7	9,190	12	14
20	八郎潟町	5,772	98.7	5,335	92.4	2	4	0	－	0	－	20	20	0	－	0	－	5,772	5,335	92.4	19	0.3	5,791	99.1	5,354	92.5	5,846	3	6
21	井川町	4,593	96.8	4,375	95.3	3	3	0	－	0	－	20	20	0	－	0	－	4,593	4,375	95.3	132	2.8	4,725	99.6	4,507	95.4	4,744	2	4
22	大湯村	3,104	100.0	3,104	100.0	1	1	0	－	0	－	20	20	0	－	0	－	3,104	3,104	100.0	0	－	3,104	100.0	3,104	100.0	3,104	1	1
23	美郷町	4,111	21.0	2,467	60.0	24	23	4,168	21.3	3,906	93.7	5	4	0	－	0	－	8,279	6,373	77.0	8,199	41.8	16,478	84.0	14,572	88.4	19,607	15	11
24	羽後町	6,415	43.1	3,389	52.8	20	24	2,359	15.9	1,796	76.1	9	13	0	－	0	－	8,774	5,185	59.1	2,338	15.7	11,112	74.7	7,523	67.7	14,877	22	25
25	東成瀬村	0	－	0	－	25	25	0	－	0	－	20	20	0	－	0	－	0	0	－	2,158	84.7	2,158	84.7	2,158	100.0	2,547	13	1
	県 合計	650,175	65.5	540,905	83.2			100,217	10.1	80,178	80.0			2,971	0.3	2,447	82.4	753,363	623,530	82.8	114,132	11.5	867,495	87.4	737,662	85.0	993,123		

※接続人口には生活雑排水(トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の排水)のみを接続しているケースを含む。

(2) 秋田県の下水道

1) 下水道のあゆみ

H31.3.31

年度	公 共 下 水 道 着 手 都 市			流域下水道着手	処理開始都市	処理開始処理場	普及率(%)								
	単 独	流 域 関 連	県				全国								
昭 7	◇秋田市（八橋）	1													
24	能代市	1													
44	▲大潟村	1			大潟村（単独）	大潟（H6廃止）	0	14							
45					秋田市（単独）	八橋	1	16							
50		昭和町	1	臨 海			4	23							
51		◇秋田市	1				4	24							
52							4	26							
53		男鹿市,天王町	2				5	27							
54	田沢湖町	1					5	28							
55							5	30							
56	本荘市,○小坂町(十和田湖)	2	大曲市	1	大 曲		7	31							
57		飯田川町	1	横 手	秋田市（流域）	秋田臨海（県流域）	1	7							
58		横手市	1				7	33							
59					能代市	能代	1	8							
60	岩城町	1					9	36							
61		八郎潟町	1	大 館	昭和町,天王町,田沢湖町	田沢湖	1	10							
62	◇秋田(金足)	1	大館市,角館町,井川町,中仙町	4				11							
63	◇秋田(羽川),由利町,西目町	3	○鹿角市,雄和町,若美町,零丘町	4	鹿 角	大曲市,飯田川町	2	大曲（県流域）	1	12	40				
平成 元	◇秋田(太平山)	1	比内町,五城目町,河辺町	7		横手市,男鹿市	2	羽川（秋田）	2	13	42				
			平鹿町,十文字町					横手（県流域）							
		増田町,雄物川町													
2	森吉町	1	田代町,山本町,大雄村	3		八郎潟町,井川町	2	金足（秋田）	1	15	44				
3	湯沢市,鹿角町	2	六郷町	1		本荘市,中仙町	3	仁別（秋田）,本荘	3	16	45				
4	仁賀保組合(仁賀保町	3	仙北町	1		小坂町(十和田湖)	5	十和田湖							
5	◎西仙北町(刈和野)	2	八竜町,▲大潟村	2		大館市,零丘町,若美町		道川（岩城）	2	17	47				
6	協和町					雄和町,岩城町		大館（県流域）							
7	矢島町,大内町	3				五城目町,河辺町,平鹿町	3			19	49				
8	◎西仙北町(強首)					比内町,大潟村（流域）	3			22	51				
9	八森町	1	○小坂町	1		角館町,大雄村	5	前郷（由利）,西目	3	24	54				
10	山内村,羽後町	2				鹿角市（流域）,田代町	4	鹿角（県流域）							
11	上小阿仁村,峰浜村	2				山本町,由利町,西目町	3	湯沢	1	26	55				
12	合川町,阿仁町,藤里町	4				湯沢市,八竜町	3	米内沢（森吉）,協和	2	29	56				
13	◎皆瀬村(小安)					仙北町,十文字町	7	刈和野,強首(西仙北)	4	31	58				
14						森吉町,協和町,雄物川町		鹿角							
15						小坂町（流域）,鹿角町		笹森(仁賀保組合)							
16						仁賀保町,金浦町,象潟町				34	60				
17	大仙市(旧南外)、○鹿角市(湯瀬)	2				西仙北町,六郷町,増田町									
18															
19						大内町,矢島町,山内村	3	岩谷（大内）,矢島	3	37	62				
20						上小阿仁村,八森町,皆瀬村	3	山内							
21						藤里町,阿仁町	2	沖田面(上小阿仁)	3	40	64				
22	○皆瀬村(皆瀬)	1	神岡町	1		峰浜村,羽後町	2	八森,小安(皆瀬)	2	43	65				
23	稲川町	1					2	藤里,阿仁	2	45	66				
24	雄勝町	1					2	沢目(峰浜),西馬宮内(羽後)	2	49	68				
25	大仙市(旧南外)、○鹿角市(湯瀬)	2				北秋田市(旧合川町)	1	合川(旧合川),皆瀬(旧皆瀬)	2	51	69				
26						大仙市(神岡町)、湯沢市(旧雄勝町)	2	稲川(旧稲川)	1	53	71				
27										55	72				
28						湯沢市(旧雄勝町)	1	院内(旧雄勝)	1	56	73				
29						大仙市(旧南外村)、鹿角市	2	南外(旧南外),湯瀬(鹿角)	2	57	74				
30										58	75				
										60	76				
										61	76				
										62	77				
										63	78				
										63	78				
										64	78				
										65	79				
										66	79				
計	31市町村	32市町村	5処理区	60市町村	39処理区										
注) 本表はH16.4.1現在の市町村数で構成されている(9市50町10村 計69市町村)						(内、県施設6,市町村施設33)									
○市町村合併（H16.11-H18.4）による市町村変遷 H16.11 美郷町：六郷町,千畑町,仙南村（3町） H17.1 秋田市：秋田市,雄和町,河辺町（1市2町） H17.3 男鹿市：男鹿市,若美町（1市1町） H17.3 湯沢市：湯沢市,稲川町,雄勝町,皆瀬村（1市2町1村） H17.3 大仙市：大曲市,神岡町,西仙北町,中仙町,協和町,南外村,仙北町,太田町（1市6町1村） H17.3 由利本荘市：本荘市,岩城町,由利町,西目町,大内町,東由利町,矢島町,鳥海町（1市7町） H17.3 北秋田市：鹿角市,森吉町,合川町,阿仁町（4町） H17.3 湯上市：天王町,飯田川町,昭和町（3町） H17.6 大館市：大館市,比内町,田代町（1市2町） H17.9 仙北市：角館町,田沢湖町,西木村（2町1村） H17.10 にかほ市：仁賀保町,金浦町,象潟町（3町） H17.10 横手市：横手市,増田町,平鹿町,雄物川町,大森町,十文字町,山内村,大雄村（1市5町2村） H18.3 能代市：能代市,二ツ井町（1市1町） H18.3 三種町：零丘町,山本町,八竜町（3町）												市町村合併前（H16.4.1現在） 県全体69市町村中 下水道計画有り 60市町村		市町村合併後（H18.4.1現在） 県全体25市町村中 下水道計画有り ※24市町村 24市町村全部が着手・供用済	
備考	◇印市町村：複数処理区の単独に加え、流域も実施 ・対象市町村：秋田市			◎印市町村：複数処理区の単独を実施 ・対象市町村：西仙北町、皆瀬村											
	○印市町村：単独に加え、流域も実施 ・対象市町村：鹿角市・小坂町（ただし、十和田湖は県事業）			▲大潟村：H6年に単独から流域関連に変更											
※下水道計画がない市町村：二ツ井町、東由利町、鳥海町、西木村、太田町、千畑町、仙南村、大森町、東成瀬村（9町村）															

2) 流域下水道の状況

① 流域下水道事業の実施状況



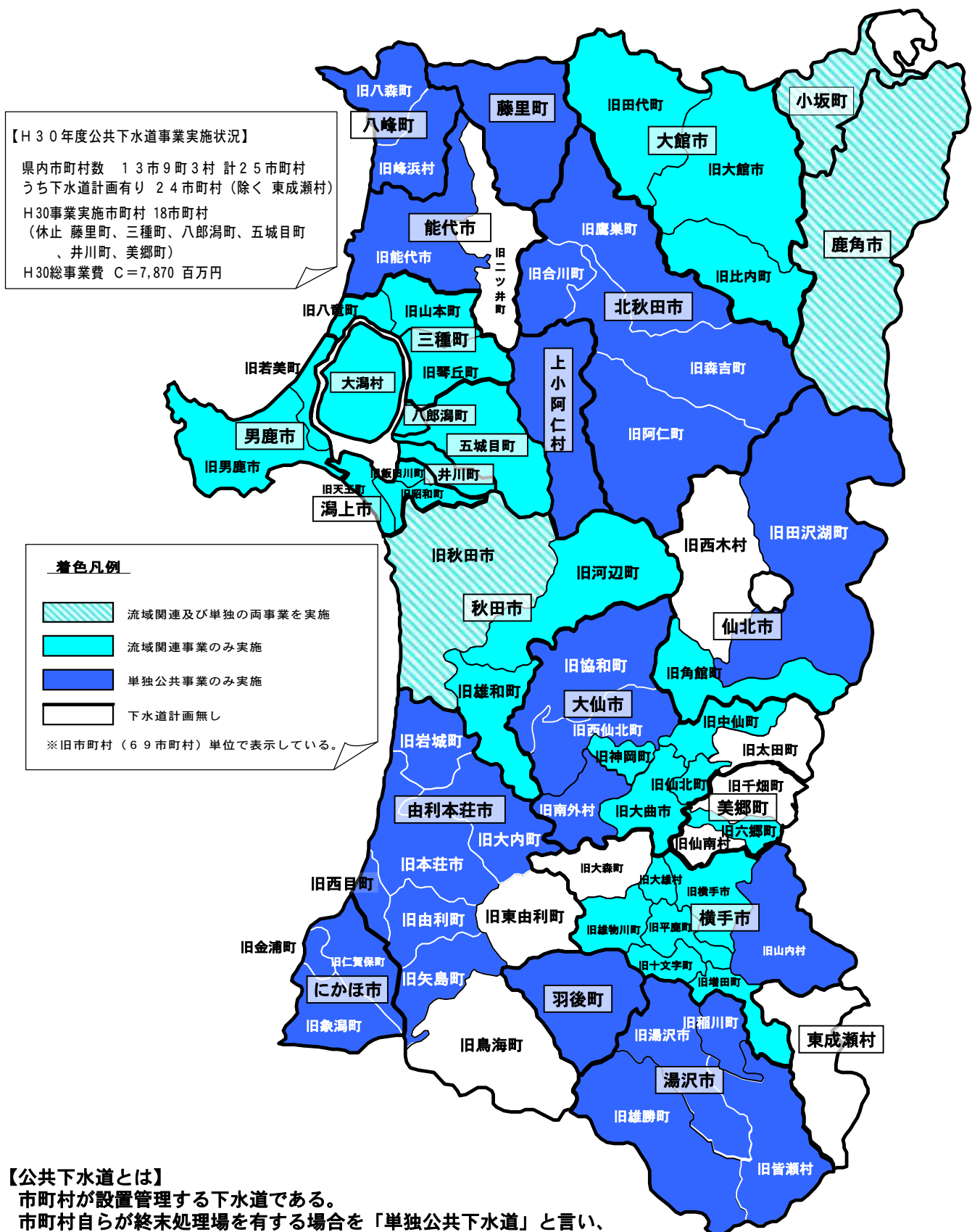
※子吉川流域は、市町村合併により、由利本荘市が1市となったことから更新不要。

② 流域下水道事業の概要(H30末)

流域下水道名 処 理 区 名		秋田湾・雄物川流域下水道			秋田湾・ 雄物川計	米代川流域下水道		米代川 計	秋田県 計
		臨 海	大 曲	横 手		大 館	鹿 角		
下水道事業計画届出年月日	当初 最終(最新)	昭和51年2月26日 平成28年5月20日	昭和57年3月18日 平成30年11月5日	昭和58年2月23日 平成30年11月5日		昭和61年12月22日 平成30年11月5日	昭和63年12月8日 平成28年5月20日		
下水道事業年次	着手(～H28経年) 事業計画期間	昭和50年(42) 令和 2 年	昭和56年(36) 令和 7 年	昭和57年(35) 令和 7 年		昭和61年(31) 令和 7 年	昭和63年(29) 令和 2 年		
都市計画決定年月日	当初 最終(最新)	昭和50年10月25日 平成26年7月1日	昭和56年8月29日 平成30年10月12日	昭和57年11月20日 平成30年10月12日		昭和61年9月26日 平成30年10月12日	昭和63年7月12日 平成10年3月6日		
都市計画事業年次	着手 事業施行期間	昭和51年2月26日 令和3年3月31日	昭和57年1月22日 令和8年3月31日	昭和58年3月17日 令和8年3月31日		昭和62年2月6日 令和8年3月31日	昭和63年12月8日 令和3年3月31日		
処理開始年月		昭和57年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年 4 月 1 日		平成4年4月1日	平成7年4月1日		
流域関連市町村 うち供用開始済み		3市4町1村 3市4町1村	2市1町 2市1町	1市 1市	6市5町1村 6市5町1村	1市 1市	1市1町 1市1町	2市1町 2市1町	8市6町1村 8市6町1村
全体計画処理面積	ha	13,323	2,277	2,078	17,678	2,431	1,128	3,559	21,237
整備済面積		9,333	1,644	1,854	12,831	1,487	682	2,169	15,000
整備率	%	70	72	89	73	61	60	61	71
全体計画処理人口	千人	357.7	31.8	33.5	423.0	38.7	13.5	52.2	475.2
整備済人口		327.1	39.7	43.1	409.9	39.7	17.1	56.9	466.8
整備率	%	91	125	129	97	103	127	109	98
計画区域内人口	千人	336.7	40.9	44.8	422.4	53.5	20.8	74.3	496.6
処理区域内人口		327.1	39.7	43.1	409.9	39.7	17.1	56.9	466.8
整備率	%	97	97	96	97	74	82	77	94
全体計画処理能力(日最大)	千m3/日	195.0	18.0	24.6	237.6	20.0	8.2	28.2	265.8
事業計画処理能力		200.0	18.0	24.6	242.6	18.0	8.2	26.2	268.8
現在処理能力		120.0	16.2	24.6	160.8	15.0	8.2	23.2	184.0
整備率	%	62	90	100	68	75	100	82	69
全体計画処理水量(日平均)	千m3/日	146.8	11.8	13.5	172.1	16.6	6.0	22.6	194.7
実流入水量		82.8	9.2	11.5	103.5	8.8	3.7	12.5	116.0
整備率	%	56	78	85	60	53	61	55	60
幹線管渠延長	km	127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備済み延長		127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備率	%	100	100	100	100	100	100	100	100
複線(2条管)区間延長	km	54.8	6.4	12.0	73.2	11.1	2.9	14.0	87.2
整備済み延長		36.0	5.7	5.8	47.5	5.2	1.5	6.7	54.2
整備率	%	66	89	48	65	47	52	48	62
管渠(全体延長)整備率	%	90	99	89	91	85	95	89	91
中継ポンプ場数(MP含まず)	箇所	15	2	5	22	4	1	5	27
稼働中施設数		14	2	5	21	4	1	5	26
うち暫定施設数		1	0	0	1	0	0	0	1

3) 公共下水道の状況

① 公共下水道事業の実施状況 (H30年度)

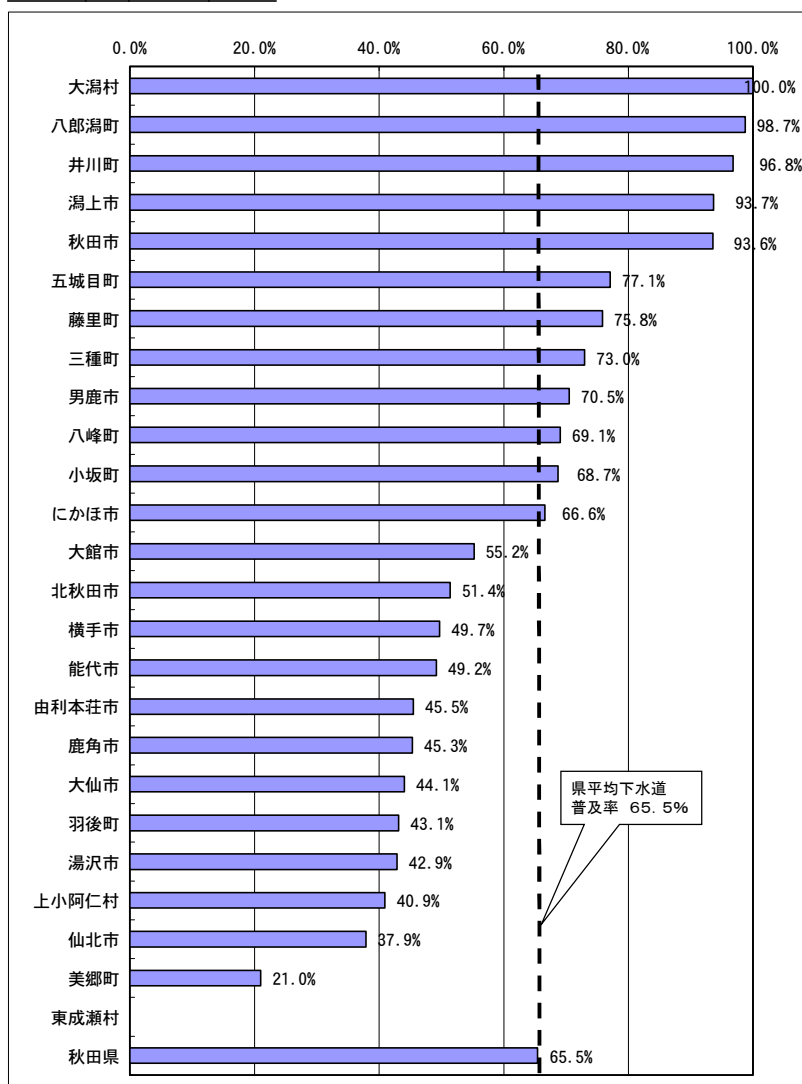


② 平成30年度末 下水道処理人口普及率

(平成31年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	H30末 普及率	着手 年度	供用 年度
1	大潟村	3,104	3,104	100.0%	S44	S44.5
2	八郎潟町	5,846	5,772	98.7%	S61	H2.10
3	井川町	4,744	4,593	96.8%	S62	H2.4
4	潟上市	32,775	30,717	93.7%	S50	S61.4
5	秋田市	308,163	288,365	93.6%	S7	S45.4
6	五城目町	9,190	7,083	77.1%	H1	H5.10
7	藤里町	3,252	2,466	75.8%	H10	H15.3
8	三種町	16,522	12,056	73.0%	S63	H4.5
9	男鹿市	27,361	19,299	70.5%	S53	H1.4
10	八峰町	7,115	4,916	69.1%	H7	H14.3
11	小坂町	5,074	3,487	68.7%	S56	H3.4
12	にかほ市	24,533	16,343	66.6%	H4	H10.4
13	大館市	71,944	39,736	55.2%	S62	H4.4
14	北秋田市	31,884	16,384	51.4%	H2	H9.4
15	横手市	89,646	44,571	49.7%	S58	H1.4
16	能代市	52,819	25,983	49.2%	S24	S59.10
17	由利本荘市	76,784	34,953	45.5%	S56	H3.4
18	鹿角市	30,733	13,931	45.3%	S63	H7.4
19	大仙市	81,144	35,759	44.1%	S56	S63.4
20	羽後町	14,877	6,415	43.1%	H8	H16.3
21	湯沢市	44,963	19,273	42.9%	H3	H8.4
22	上小阿仁村	2,291	937	40.9%	H9	H13.8
23	仙北市	26,205	9,921	37.9%	S54	S61.6
24	美郷町	19,607	4,111	21.0%	H3	H10.4
25	東成瀬村	2,547				
	秋田県計	993,123	650,175	65.5%		

普及率グラフ

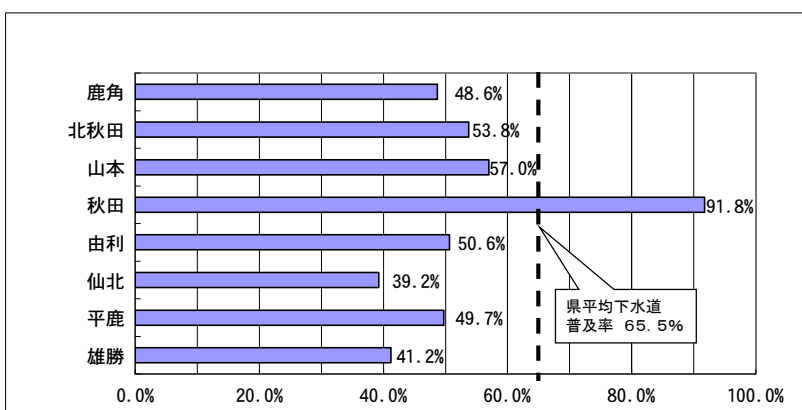


$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道処理人口普及率

振興局名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	H30末普及率
鹿角	35,807	17,418	48.6%
北秋田	106,119	57,057	53.8%
山本	79,708	45,421	57.0%
秋田	391,183	358,933	91.8%
由利	101,317	51,296	50.6%
仙北	126,956	49,791	39.2%
平鹿	89,646	44,571	49.7%
雄勝	62,387	25,688	41.2%
県計	993,123	650,175	65.5%

地域振興局別 普及率グラフ

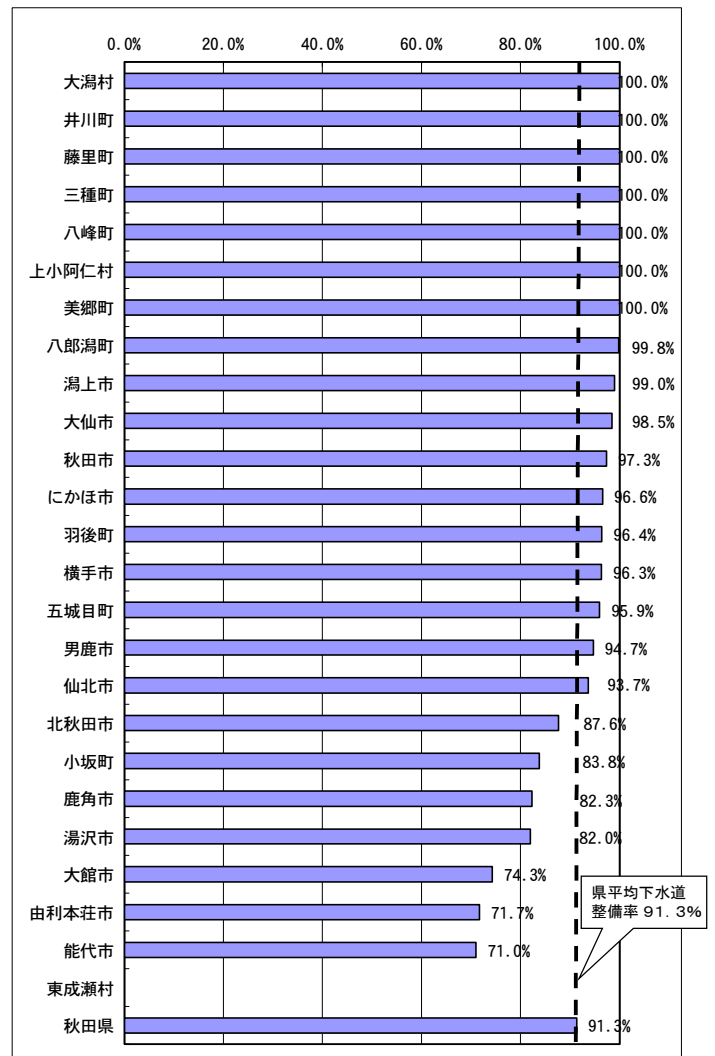


③ 平成30年度末 下水道整備率

(平成31年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	計画区域 内人口	処理区域 内人口	整備率	着手 年度	供用 年度
1	大潟村	3,104	3,104	3,104	100.0%	S44	S44.5
2	井川町	4,744	4,593	4,593	100.0%	S62	H2.4
3	藤里町	3,252	2,466	2,466	100.0%	H10	H15.3
4	三種町	16,522	12,056	12,056	100.0%	S63	H4.5
5	八峰町	7,115	4,916	4,916	100.0%	H7	H14.3
6	上小阿仁村	2,291	937	937	100.0%	H9	H13.8
7	美郷町	19,607	4,111	4,111	100.0%	H3	H10.4
8	八郎潟町	5,846	5,785	5,772	99.8%	S61	H2.10
9	潟上市	32,775	31,032	30,717	99.0%	S50	S61.4
10	大仙市	81,144	36,317	35,759	98.5%	S54	S61.6
11	秋田市	308,163	296,280	288,365	97.3%	S7	S45.4
12	にかほ市	24,533	16,925	16,343	96.6%	S53	H1.4
13	羽後町	14,877	6,655	6,415	96.4%	H8	H16.3
14	横手市	89,646	46,263	44,571	96.3%	S58	H1.4
15	五城目町	9,190	7,384	7,083	95.9%	H1	H5.10
16	男鹿市	27,361	20,386	19,299	94.7%	H4	H10.4
17	仙北市	26,205	10,593	9,921	93.7%	S56	S63.4
18	北秋田市	31,884	18,698	16,384	87.6%	H2	H9.4
19	小坂町	5,074	4,162	3,487	83.8%	S56	H3.4
20	鹿角市	30,733	16,932	13,931	82.3%	S63	H7.4
21	湯沢市	44,963	23,516	19,273	82.0%	S56	H3.4
22	大館市	71,944	53,487	39,736	74.3%	S24	S59.10
23	由利本荘市	76,784	48,756	34,953	71.7%	H3	H8.4
24	能代市	52,819	36,590	25,983	71.0%	S62	H4.4
25	東成瀬村	2,547					
	秋田県計	993,123	711,944	650,175	91.3%		

整備率グラフ

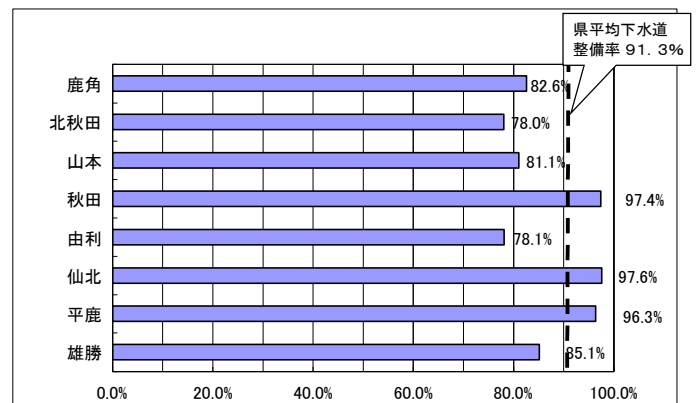


$$\text{整備率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道整備率

振興局名	計画区域 人口	処理区域 内人口	H30末整備率
鹿角	21,094	17,418	82.6%
北秋田	73,122	57,057	78.0%
山本	56,028	45,421	81.1%
秋田	368,564	358,933	97.4%
由利	65,681	51,296	78.1%
仙北	51,021	49,791	97.6%
平鹿	46,263	44,571	96.3%
雄勝	30,171	25,688	85.1%
県計	711,944	650,175	91.3%

地域振興局別 整備率グラフ

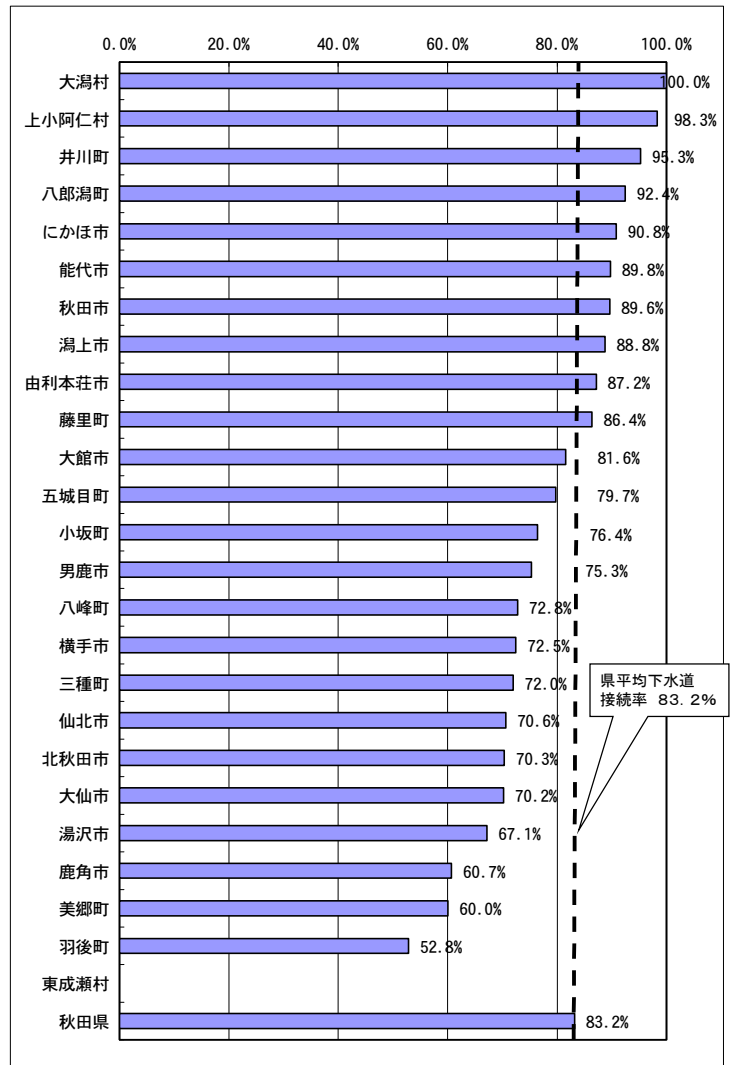


④ 平成30年度末 下水道接続率

(平成31年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	接 続 済 人 口	接続率	供用 年度
1	大潟村	3,104	3,104	3,104	100.0%	S44.5
2	上小阿仁村	2,291	937	921	98.3%	H13.8
3	井川町	4,744	4,593	4,375	95.3%	H2.4
4	八郎潟町	5,846	5,772	5,335	92.4%	H2.10
5	にかほ市	24,533	16,343	14,836	90.8%	H10.4
6	能代市	52,819	25,983	23,320	89.8%	S59.10
7	秋田市	308,163	288,365	258,467	89.6%	S45.4
8	潟上市	32,775	30,717	27,271	88.8%	S61.4
9	由利本荘市	76,784	34,953	30,465	87.2%	H3.4
10	藤里町	3,252	2,466	2,130	86.4%	H15.3
11	大館市	71,944	39,736	32,406	81.6%	H4.4
12	五城目町	9,190	7,083	5,645	79.7%	H5.10
13	小坂町	5,074	3,487	2,663	76.4%	H3.4
14	男鹿市	27,361	19,299	14,533	75.3%	H1.4
15	八峰町	7,115	4,916	3,578	72.8%	H14.3
16	横手市	89,646	44,571	32,295	72.5%	H1.4
17	三種町	16,522	12,056	8,676	72.0%	H4.5
18	仙北市	26,205	9,921	7,006	70.6%	S61.6
19	北秋田市	31,884	16,384	11,523	70.3%	H9.4
20	大仙市	81,144	35,759	25,105	70.2%	S63.4
21	湯沢市	44,963	19,273	12,941	67.1%	H8.4
22	鹿角市	30,733	13,931	8,454	60.7%	H7.4
23	美郷町	19,607	4,111	2,467	60.0%	H10.4
24	羽後町	14,877	6,415	3,389	52.8%	H16.3
25	東成瀬村	2,547				
	秋田県計	993,123	650,175	540,905	83.2%	

接続率グラフ

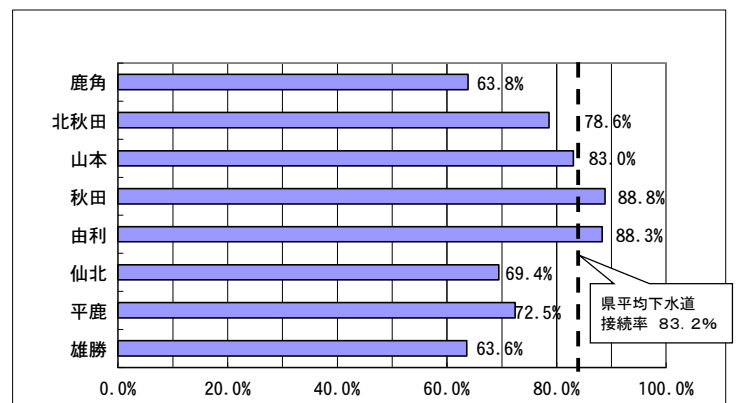


$$\text{接続率} = \frac{\text{処理区域内人口の内、接続済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100\%$$

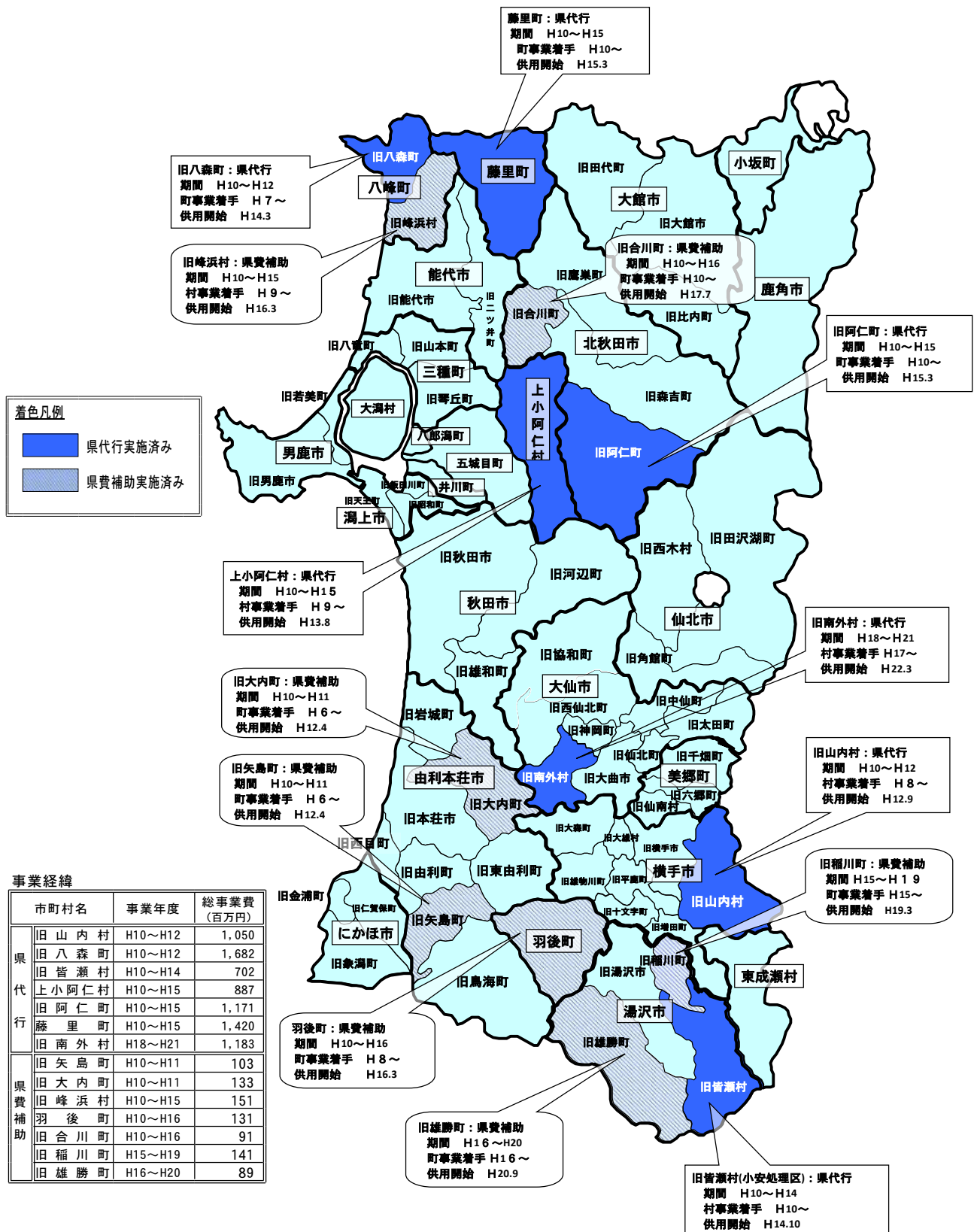
地域振興局別 下水道接続率

振 興 局 名	処理区域 内人口	接 続 済 人 口	H30末接続率
鹿 角	17,418	11,117	63.8%
北秋田	57,057	44,850	78.6%
山 本	45,421	37,704	83.0%
秋 田	358,933	318,730	88.8%
由 利	51,296	45,301	88.3%
仙 北	49,791	34,578	69.4%
平 鹿	44,571	32,295	72.5%
雄 勝	25,688	16,330	63.6%
県 計	650,175	540,905	83.2%

地域振興局別 接続率グラフ



⑤ 県代行・県費補助の実施状況



○公共下水道県代行事業（県代行）とは

ある一定の条件を満たす過疎市町村に対し、県が市町村に代わり、下水道事業の一部（処理場、幹線管渠）を代行して整備する事業。財政力及び技術力に乏しい過疎市町村の下水道整備を支援するため、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

○公共下水道県費補助事業（県費補助）とは

平成10年度時点で、未着手又は未供用の市町村に対し、県が供用開始までの各年度事業費に対し10%を補助する制度。ただし、県代行実施市町村は、事業対象外である。
下水道整備が立ち後れている市町村を支援するため、県代行事業と同様、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

公共下水道 整備量・整備率

事業主体	処理区 名	単独 流開 の別	旧市町村名	下 水 道 法				都 市 計 画 法			供 用 開 始 年月日	排 除 方式	全 体 計 画			事 業 計 画			平成30年度末整備量	
				事業計画年月日		完了年次		決 定 年月日 ※	事業認可 年月日 (最新) ※	計 画 面 積 (h a) a			計 画 人 口 (人)	日 最大 計画汚水量 (m³/日)	計 画 面 積 (h a) b	計 画 人 口 (人)	日 最大 計画汚水量 (m³/日)	整備済み 面 積 (h a) c	面積整備率(%)	
				当 初	最 新	事業 計画 年次	全体 計画 年次												全 体	認 可
秋田市	八 橋	単 独	秋田市	S 7. 5. 18	H29. 3. 31	H32	H37	H25. 2. 25	H29. 3. 31	S45. 4. 1	合流	838. 0	37,620	25,559	838. 0	40,330	27,320	827. 3	98. 7	98. 7
	臨 海	流 開	秋田市	S51. 4. 1				H30. 1. 17	H30. 3. 23	S57. 4. 1	分流	7,469. 3	242,595	131,896	6,919. 9	249,685	133,116	5,459. 9	73. 1	78. 9
			河辺町	H 1. 7. 7	H30. 3. 27	H32	H37	H26. 7. 1	H30. 3. 23	H 5. 4. 1										
			雄和町	S63. 10. 12				H26. 7. 1	H30. 3. 23	H 4. 4. 1										
	下浜南	単 独	秋田市	H 3. 8. 6	H30. 3. 27	H32	H37	H25. 2. 25	H23. 3. 25	H 4. 4. 1	分流	49. 5	715	257	49. 5	715	257	42. 2	85. 2	85. 2
	羽 川	単 独	秋田市	S63. 8. 16	H30. 3. 27	H32	H37	【特環】	【特環】	H 1. 4. 1	分流	25. 0	160	184	25. 0	190	107	25. 0	100. 0	100. 0
	太平山	単 独	秋田市	H 1. 9. 18	H30. 11. 16	H37	H37	【特環】	【特環】	H 3. 8. 1	分流	97. 0	13,630	1,810	97. 0	13,630	1,810	44. 9	46. 3	46. 3
	秋田市計									8,478. 8		294,720	159,706	7,929. 4	304,550	162,610	6,292. 6	74. 2	79. 4	
能代市	能 代	単 独	能代市	S24. 4. 7	H30. 11. 16	H37	H52	H27. 1. 16	H30. 11. 16	S59. 10. 1	分流通 (一部合流)	1,761. 7	26,000	17,389	1,166. 3	26,900	17,599	850. 0	48. 2	72. 9
横手市			横手市	S58. 9. 14						H 1. 4. 1	分流									
			増田町	H 1. 9. 8						H10. 4. 1	分流									
			平鹿町	H 1. 9. 5						H 5. 10. 1	分流									
			雄物川町	H 1. 9. 6	H30. 11. 16	H37	H57	H30. 1. 12	H31. 2. 13	H 9. 4. 1	分流	2,024. 7	32,600	15,871	2,024. 7	40,900	19,342	1,864. 2	92. 1	92. 1
			十文字町	H 1. 10. 13						H 8. 4. 1	分流									
			大雄村	H 2. 7. 19						H 6. 4. 1	分流									
	相野々	単 独	山内村	H 8. 7. 26	H30. 11. 16	H37	H57	H30. 1. 12	H31. 2. 13	H12. 9. 1	分流	51. 7	800	380	51. 7	1,300	605	51. 7	100. 0	100. 0
	横手市計											2,076. 4	33,400. 0	16,251	2,076. 4	42,200. 0	19,947	1,915. 9	92. 3	92. 3
大館市	大 館	流 開	大館市	S62. 11. 9						H 4. 4. 1										
			比内町	H 1. 7. 4	H31. 1. 21	H37	H52	H28. 11. 11	H31. 1. 24	H 6. 4. 1	分流	2,431. 7	38,700	19,649	2,023. 1	41,840	20,663	1,487. 1	61. 2	73. 5
			田代町	H 2. 6. 22				【特環】	【特環】	H 7. 4. 1										
男鹿市	臨 海	流 開	男鹿市	S54. 2. 9				H28. 7. 27	H28. 9. 21	H 1. 4. 1	分流	1,364. 6	19,000	8,595	948. 0	20,460	9,083	836. 8	61. 3	88. 3
			若美町	S63. 7. 12	H28. 9. 8	H32	H37													

- 18 -

4) 下水道終末処理場の概要

(平成31年3月31日現在)

市町村名	処理場名	処理区分	処理方式	処理開始年月	水処理能力(日最大)			流入水量		池数			水処理方式
					全体 (m ³ /日)	認可 (m ³ /日)	現有 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)	日平均 (m ³ /日)	全 体	認 可	現 有	
秋田県 (流域下水道)	秋田臨海処理センター	臨海	分流	S57.4	195,000	200,000	120,000	170,333	82,822	6	6	4	標準活性汚泥法
	大曲処理センター	大曲	分流	S63.4	18,000	18,000	16,200	15,926	9,221	4	4	3	標準活性汚泥法
	横手処理センター	横手	分流	H1.4	24,600	24,600	24,600	18,484	11,452	3	3	3	標準活性汚泥法
	大館処理センター	大館	分流	H4.4	20,000	18,000	15,000	13,449	8,821	4	3	2	標準活性汚泥法
	鹿角処理センター	鹿角	分流	H7.4	8,200	8,200	8,200	6,879	3,659	2	2	2	標準活性汚泥法
流域下水道計 (5処理場)					265,800	268,800	184,000	225,071	115,975	19	18	14	
秋田市	八橋下水道終末処理場	八橋	合流	S45.4	62,000	62,000	62,000	38,320	26,943	13	13	13	標準活性汚泥法
	羽川浄化センター	羽川	分流	H1.4	380	380	380	428	195	4	4	4	接触ばっ気法
	金足浄化センター	小泉潟	分流	H2.4	370	370	370	1,435	176	2	2	2	OD法
	仁別浄化センター	太平山	分流	H3.8	2,300	2,300	1,150	852	270	4	4	2	OD法
能代市	能代終末処理場	能代	分流 (一部合流)	S59.10	17,700	17,700	17,700	13,767	9,482	3	3	3	標準活性汚泥法
横手市	山内浄化センター	相野々	分流	H12.9	-	-	780	780	379	4	3	3	土壌被覆型曝気接触酸化法 ※今期認可より横手処理区に統合
湯沢市	湯沢浄化センター	湯沢	分流	H8.4	8,800	8,800	6,600	3,704	3,367	4	4	3	OD法
	小安浄化センター	小安	分流	H14.10	600	600	600	251	190	1	1	1	POD法
	皆瀬浄化センター	皆瀬	分流	H18.3	230	230	230	184	62	1	1	1	土壌被覆型曝気接触酸化法
	稲川浄化センター	稲川	分流	H19.3	850	850	850	712	551	1	1	1	OD法
	院内浄化センター	院内	分流	H20.9	600	600	600	168	133	1	1	1	POD法
鹿角市	湯瀬浄化センター	湯瀬	分流	H22.4	800	400	400	29	18	2	2	1	OD法
由利本荘市	水林浄化センター	本荘	分流	H3.4	18,600	13,400	8,200	5,871	4,164	5	4	3	標準活性汚泥法
	西目浄化センター	西目	分流	H7.9	-	-	2,200	1,992	1,537	3	3	2	POD法 ※今期認可より本荘処理区に統合
	矢島浄化センター	矢島	分流	H12.4	2,600	2,600	2,600	1,057	572	2	2	2	OD法
	道川浄化センター	道川	分流	H4.4	1,900	1,900	1,900	1,878	1,801	5	5	5	接触ばっ気法
	前郷浄化センター	前郷	分流	H7.4	1,330	1,330	887	595	434	3	3	2	接触ばっ気法
	岩谷浄化センター	岩谷	分流	H12.3	2,300	2,300	1,600	1,734	914	3	3	2	OD法
大仙市	協和中央浄化センター	協和	分流	H9.3	1,330	1,330	1,330	769	554	2	2	2	OD法
	刈和野浄化センター	刈和野	分流	H10.4	1,700	1,700	1,700	557	519	2	2	2	POD法
	強首浄化センター	強首	分流	H10.4	380	380	380	116	95	1	1	1	POD法
	南外浄化センター	南外	分流	H22.3	1,000	1,000	1,000	79	70	1	1	1	POD法
北秋田市	米内沢浄化センター	米内沢	分流	H9.4	2,320	1,740	1,740	862	727	4	3	3	OD法
	鷹巣浄化センター	鷹巣	分流	H10.4	5,300	5,000	3,000	2,461	2,211	5	5	3	OD法
	阿仁合浄化センター	阿仁合	分流	H15.3	1,100	1,100	550	398	272	2	2	1	OD法
	合川浄化センター	合川	分流	H17.7	1,100	1,100	1,100	716	448	4	4	4	土壌被覆型曝気接触酸化法
にかほ市	笹森クリーンセンター	にかほ	分流	H10.4	12,000	12,000	7,150	5,765	4,249	8	8	5	OD法
仙北市	田沢湖浄化センター	田沢湖	分流	S61.6	3,300	3,300	3,300	2,817	1,678	6	6	6	接触ばっ気法
上小阿仁村	沖田面浄化センター	沖田面	分流	H13.8	800	800	800	776	238	1	1	1	POD法
藤里町	藤里浄化センター	藤里	分流	H15.3	1,600	1,600	1,600	1,059	666	2	2	2	OD法
八峰町	八森浄化センター	八森	分流	H14.3	1,700	1,700	1,700	663	526	2	2	2	OD法
	沢目浄化センター	沢目	分流	H16.3	1,200	1,200	1,200	464	392	2	2	2	OD法
羽後町	西馬音内浄化センター	西馬音内	分流	H16.3	3,600	2,200	2,200	1,580	1,028	3	2	2	OD法
単独公共下水道計 (33処理場)					159,790	151,910	137,797	92,839	64,861	106	102	88	
合 計					425,590	420,710	321,797	317,910	180,836	125	120	102	

5) 下水汚泥の状況

平成30年度 年間実績

① 下水汚泥の処理処分状況

下水道 管理者		処理場名	流入水		処理水		発生汚泥量		汚泥処分		備 考
			水量 (千m3)	BOD (mg/L)	水量 (千m3)	BOD (mg/L)	発生汚泥量 (ton, m3)	含水率 (%)	処分形態	処分地	
秋田県	流域下水道	秋田臨海 処理センター	30,225	190	30,225	3.2	17,129.9	79.1	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-消化-脱水(BP, SP)-焼却
							3,009.9	78.1	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-消化-脱水(SP)
		大曲処理センター	3,365	210	3,365	4.6	2,513.2	75.9	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(回転加圧)-炭化
		横手処理センター	4,180	120	4,180	3.7	3,259.7	76.3	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(回転加圧)-炭化(大曲)
		大館処理センター	3,222	238	3,222	7.6	2,297.5	77.4	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(BP, 遠心)-焼却(臨海)
		鹿角処理センター	1,335	225	1,335	6.7	1,073.1	77.5	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(BP, 遠心)-焼却(臨海)
	特環公共	十和田湖水きらきらセンター(秋田県分)	82				29.9	82.2	コンポスト	県南環境保全センター(株)(青森県)	脱水(遠心)
流域下水道 計			42,327 千m3			脱水ケーキ 濃縮汚泥	29,283.3 ton 0.0 m3				
秋田市	八橋終末処理場	16,860	154	16,860	4.3	6,252.4	73.0	溶融 (ゴミと混焼)	秋田市総合環境センター	濃縮-脱水(RP)	
	羽川浄化センター	71	191	71	2.3					汚泥は八橋で一括処理	
	金足浄化センター	64	165	64	0.5					汚泥は八橋で一括処理	
	仁別浄化センター	99	44	99	1.9					汚泥は八橋で一括処理	
能代市	能代終末処理場	4,805	132	4,805	1.9	1,164.0	79.2	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-消化-脱水(SP)	
横手市	山内浄化センター	143	158	143	1.8	522.0	97.1	焼却	横手市衛生センター	濃縮-焼却	
湯沢市	湯沢浄化センター	1,229	380	1,229	2.0	648.2	81.6	焼却	三菱マテリアル(株)	濃縮-脱水(遠心)	
						220.7	81.6	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	濃縮-脱水(遠心)	
						21.9	81.6	陸上埋立	県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)	
	小安浄化センター	69	38	69	0.7	2.3	14.0	乾燥(肥料)	緑地還元	濃縮-脱水(SP)-乾燥	
	皆瀬浄化センター	23	60	23	7.7					濃縮汚泥を小安浄化センターで一括処理	
	稲川浄化センター	201	280	201	2.0	130.9	81.7	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)	
	院内浄化センター	48	280	48	1.0	33.3	82.5	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)	
鹿角市	湯瀬浄化センター	6	258	6	4.5	-	-	-	-	-	
由利本荘市	水林浄化センター	1,520	228	1,520	5.9	1,143.0	75.4	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(BP)	
	矢島浄化センター	214	228	214	4.1	153.0	89.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠心)	
	道川浄化センター	652	150	652	7.8	211.0	83.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(多重円盤)	
	前郷浄化センター	154	183	154	11.4	634.9	98.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
	岩谷浄化センター	333	240	333	3.4	2,570.0	98.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
	西目浄化センター	604	185	604	7.0	3,302.3	98.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
大仙市	刈和野 浄化センター	210	190	190	1.4	24.4	16.0	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多重円板)-乾燥	
	強首浄化センター	36	140	32	1.8	3.4	5.6	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多重円板)-乾燥	
	協和中央 浄化センター	206	165	206	1.5	47.9	84.0	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)	
						151.7	84.0	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(遠心)	
	南外 浄化センター	24	158	24	1.3	17.7	83.0	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(多重円盤)	
北秋田市	鷹巣浄化センター	807	175	807	3.6	647.0	84.5	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠心)	
	米内沢 浄化センター	265	146	265	1.9	164.0	83.0	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠心)	
	阿仁合 浄化センター	99	158	99	1.8	17.5	54.0	焼却	秋能代清掃センター	濃縮-脱水(遠心)-乾燥	
	合川浄化センター	163	178	163	3.1	68.0	84.4	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠心)	
にかほ市	笹森 クリーンセンター	1,536	170	1,536	2.1	1,003.6	82.4	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠心)	
仙北市	田沢湖 浄化センター	613	160	613	7.9	116.3	66.9	焼却	仙北市環境保全センター	脱水(BP)	
上小阿仁村	沖田面 浄化センター	87	210	87	1.7	19.7	57.6	コンポスト	実験利用	濃縮-脱水(遠心)-乾燥	
藤里町	藤里浄化センター	245	183	245	1.1	33.6	24.3	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	脱水(多重円板)-乾燥	
八峰町	八森浄化センター	192	213	192	1.2	188.5	86.4	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)	
	沢目浄化センター	143	155	143	1.2	96.1	84.0	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(多重円盤)	
羽後町	西馬音内 浄化センター	375	193	375	2.6	259.0	84.5	陸上埋立	秋田県環境保全センター	反応槽直接脱水(多重円盤)	
単独公共下水道 計			32,096 千m3			脱水ケーキ 濃縮汚泥	12,839.1 ton 7,029.2 m3			BP:ベルトプレス SP:スクリーンプレス RP:ロータリープレス	
合 計 (十和田湖水きらきらセンター除く)			74,423 千m3			脱水ケーキ 濃縮汚泥	42,122.4 ton 7,029.2 m3				

② 下水汚泥の現状

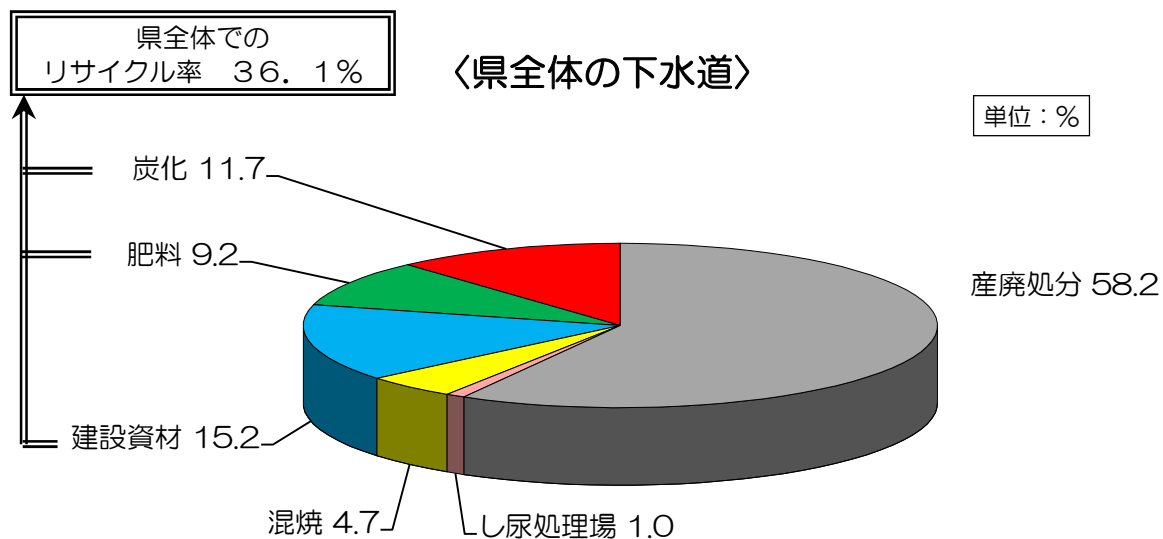
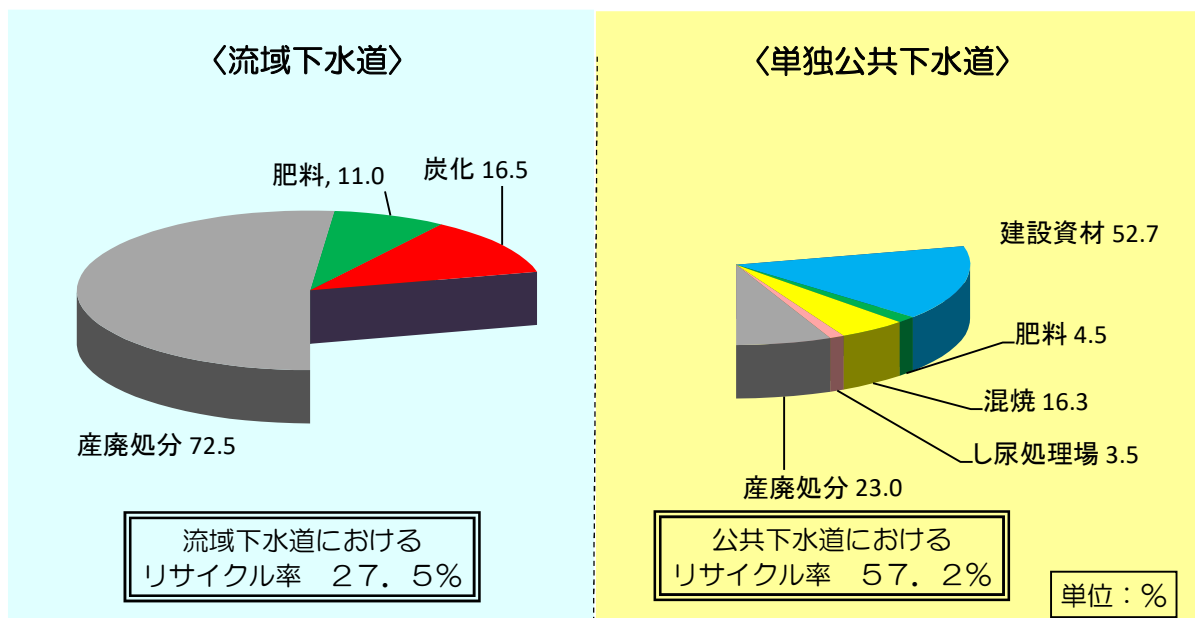
イ) 県内の発生状況（H30年度実績）

49,152 WT-ton/年 ※11,760 DS-ton/年(100%)	
〈流域下水道〉 29,283 WT-ton/年 ※8,377 DS-ton/年 (71.2)%	〈単独公共下水道〉 19,868 WT-ton/年 ※3,382 DS-ton/年 (28.8)%

※WT-tonとは実態の汚泥量（脱水汚泥、濃縮汚泥等）

※DS-tonとは汚泥中の水分を控除した乾物量

ロ) H30年度汚泥処理処分状況（構成比率）



※汚泥処理の途中段階である消化ガス利用は含まれない。

H28年度版までは、消化行程後の汚泥量で算出していたが、H29年度版からは、全国の調査方法と整合を図った。

(3) 全国の汚水処理人口普及状況

(平成30年度末)

処 理 施 設 名		汚 水 処 理 人 口		普及率
公 共 下 水 道		10,074	万人	79.3%
農業集落排水施設等		337	"	2.7%
合併処理浄化槽		1,176	"	9.3%
	浄化槽市町村整備推進事業等分	83	"	0.7%
	浄化槽設置整備事業分	611	"	4.8%
	上記以外分	482	"	3.8%
コミュニティ・プラント		20	"	0.2%
合 計		11,608	万人	91.4%
総 人 口 (住民基本台帳人口)		12,706	万人	

(注)1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 平成30年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を除いた値を公表している。

1) 都道府県別普及状況 (%)

(平成30年度末)

都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道	都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道
北 海 道	95.5%	91.2%	大 阪 府	97.9%	96.0%
青 森 県	80.0%	60.5%	兵 庫 県	98.9%	93.2%
岩 手 県	81.6%	59.8%	奈 良 県	89.9%	80.7%
宮 城 県	91.8%	81.6%	和 歌 山 県	65.1%	27.9%
秋 田 県	87.4%	65.5%	鳥 取 県	94.1%	71.5%
山 形 県	92.6%	77.0%	島 根 県	80.6%	49.1%
福 島 県	82.8%	53.9%	岡 山 県	86.9%	68.1%
茨 城 県	84.8%	62.4%	広 島 県	88.4%	75.3%
栃 木 県	87.0%	67.1%	山 口 県	87.2%	66.2%
群 馬 県	81.3%	54.2%	徳 島 県	61.8%	18.1%
埼 玉 県	92.2%	81.2%	香 川 県	77.7%	45.3%
千 葉 県	88.6%	74.8%	愛 媛 県	79.2%	54.6%
東 京 都	99.8%	99.6%	高 知 県	73.8%	39.5%
神 奈 川 県	98.1%	96.8%	福 岡 県	92.6%	82.1%
新 潟 県	87.8%	75.7%	佐 賀 県	83.8%	61.1%
富 山 県	96.8%	85.3%	長 崎 県	80.9%	62.7%
石 川 県	94.2%	84.0%	熊 本 県	87.0%	68.5%
福 井 県	96.1%	80.3%	大 分 県	76.9%	51.1%
山 梨 県	83.2%	66.7%	宮 崎 県	85.9%	59.8%
長 野 県	98.0%	83.8%	鹿 児 島 県	81.1%	42.3%
岐 阜 県	92.4%	76.4%	沖 縄 県	86.1%	72.0%
静 岡 県	81.4%	63.5%			
愛 知 県	91.0%	78.7%			
三 重 県	85.3%	54.9%	全 国 計	91.4%	79.3%
滋 賀 県	98.7%	90.2%	秋 田 県 順 位	87.4%	65.5%
京 都 府	98.2%	94.7%		23位	29位

平成30年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を除いた値を公表している。

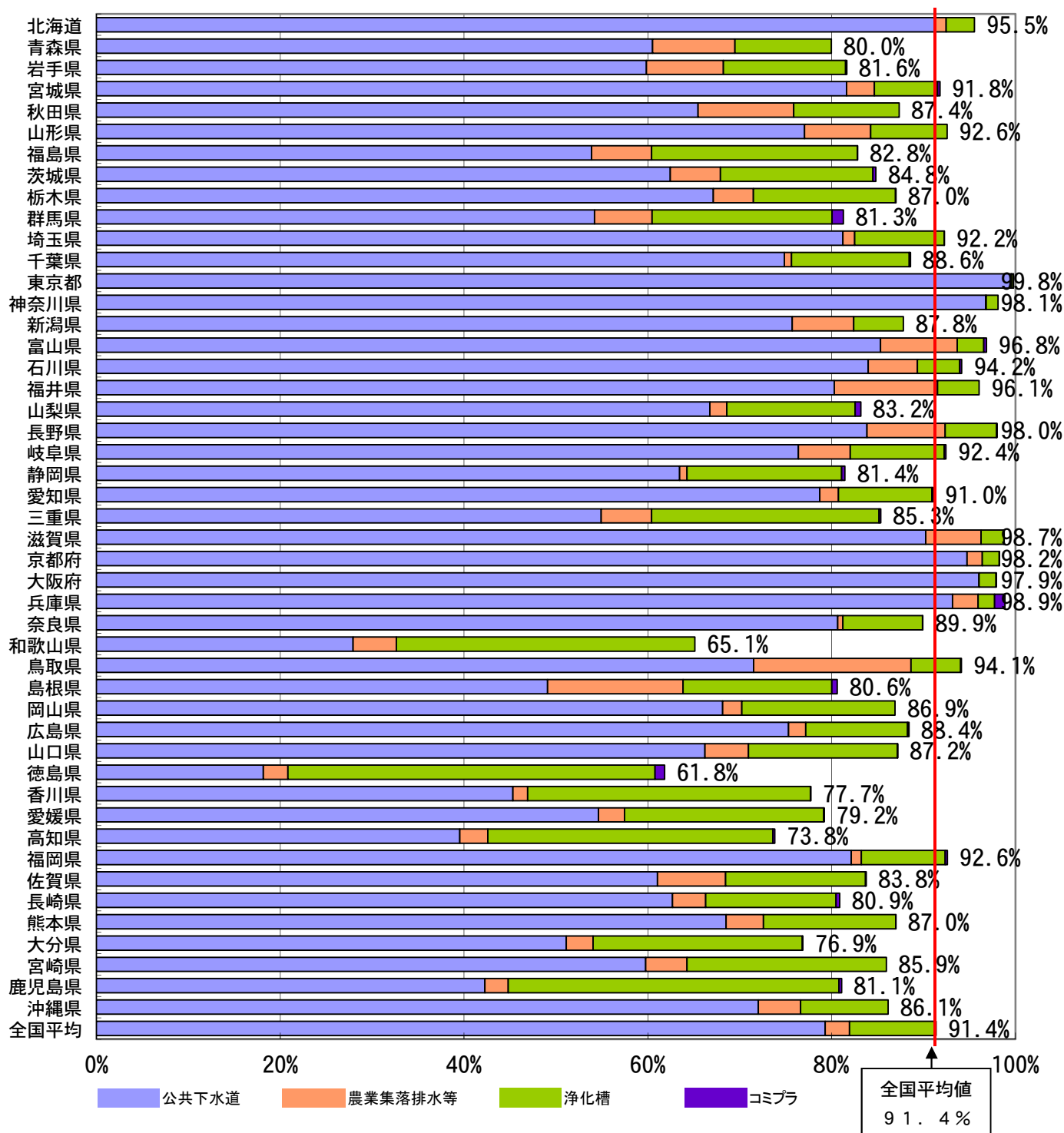
2) 都道府県別汚水処理人口普及状況

(平成30年度末)

都道府県名	汚水処理人口 普及率	総人口 (千人)	汚水処理 人口 計 (千人)	公共下水道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	浄化槽 (千人)	うち 浄化槽市町 村整備推進 事業等分 (千人)	うち 浄化槽設置 整備事業分 (千人)	うち 左記以外分 (千人)	コミュニティ ・プラント (千人)
北海道	95.5%	5,275	5,039	4,811	67	162	53	66	43	0
青森県	80.0%	1,282	1,025	776	115	134	10	42	82	0
岩手県	81.6%	1,241	1,013	743	104	165	41	96	28	2
宮城県	91.8%	2,293	2,105	1,872	69	158	39	81	38	6
秋田県	87.4%	993	867	650	103	114	21	68	25	0
山形県	92.6%	1,089	1,008	839	78	90	19	46	25	0
福島県	82.8%	1,829	1,515	985	120	409	40	252	118	1
茨城県	84.8%	2,926	2,482	1,827	159	486	13	198	275	9
栃木県	87.0%	1,969	1,713	1,322	86	304	6	240	58	1
群馬県	81.3%	1,975	1,605	1,070	124	387	24	239	124	24
埼玉県	92.2%	7,377	6,805	5,992	95	718	23	191	503	1
千葉県	88.6%	6,308	5,587	4,722	50	808	11	294	504	8
東京都	99.8%	13,768	13,739	13,707	2	27	5	8	14	2
神奈川県	98.1%	9,193	9,018	8,896	3	118	3	37	78	0
新潟県	87.8%	2,247	1,973	1,701	150	122	14	40	68	0
富山県	96.8%	1,059	1,026	904	88	31	1	18	11	3
石川県	94.2%	1,141	1,074	958	61	53	10	14	29	3
福井県	96.1%	782	752	628	88	36	3	26	7	0
山梨県	83.2%	829	689	553	15	116	8	48	60	5
長野県	98.0%	2,092	2,050	1,754	178	117	16	83	18	1
岐阜県	92.4%	2,037	1,883	1,556	115	208	9	132	67	4
静岡県	81.4%	3,715	3,025	2,357	30	624	15	367	242	14
愛知県	91.0%	7,556	6,880	5,947	154	768	23	245	501	10
三重県	85.3%	1,818	1,551	998	100	450	17	228	205	3
滋賀県	98.7%	1,419	1,401	1,280	85	35	0	13	22	0
京都府	98.2%	2,547	2,502	2,413	42	47	11	24	13	0
大阪府	97.9%	8,839	8,652	8,489	1	161	4	26	131	0
兵庫県	98.9%	5,554	5,491	5,174	154	101	9	64	28	62
奈良県	89.9%	1,358	1,221	1,095	7	118	4	34	80	1
和歌山県	65.1%	960	625	268	45	312	14	187	111	0
鳥取県	94.1%	563	530	402	96	30	5	14	12	0
島根県	80.6%	682	550	335	101	110	29	49	32	4
岡山県	86.9%	1,905	1,656	1,298	39	318	17	207	94	0
広島県	88.4%	2,829	2,501	2,130	53	314	14	153	146	4
山口県	87.2%	1,376	1,199	911	65	223	8	137	78	0
徳島県	61.8%	746	461	135	20	298	14	166	118	8
香川県	77.7%	983	764	445	16	302	13	240	49	0
愛媛県	79.2%	1,375	1,089	751	39	298	25	167	107	1
高知県	73.8%	712	526	282	22	221	13	131	78	2
福岡県	92.6%	5,117	4,738	4,202	56	467	56	285	125	12
佐賀県	83.8%	825	691	504	61	126	41	65	19	1
長崎県	80.9%	1,355	1,096	849	49	192	15	137	40	5
熊本県	87.0%	1,772	1,541	1,214	72	255	31	175	49	0
大分県	76.9%	1,154	887	590	34	263	12	170	81	1
宮崎県	85.9%	1,097	943	656	49	238	17	185	36	0
鹿児島県	81.1%	1,631	1,322	689	41	587	46	413	127	5
沖縄県	86.1%	1,470	1,266	1,059	68	140	13	5	122	0
全国計	91.4%	127,062	116,077	100,741	3,371	11,761	833	6,108	4,820	204

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2. 平成30年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除いた値を公表している。
3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

3) 都道府県別 生活排水処理人口普及率（平成30年度末）



・ 全国生活排水処理人口普及率：90.9%（H29）→91.4%（H30）
 ≪普及率は0.5%UP≫

・ 都道府県の普及水準に大きな格差（61.8%～99.8%）
 → 早急な生活排水処理施設の普及促進による未普及人口・地域間格差の解消が必要。

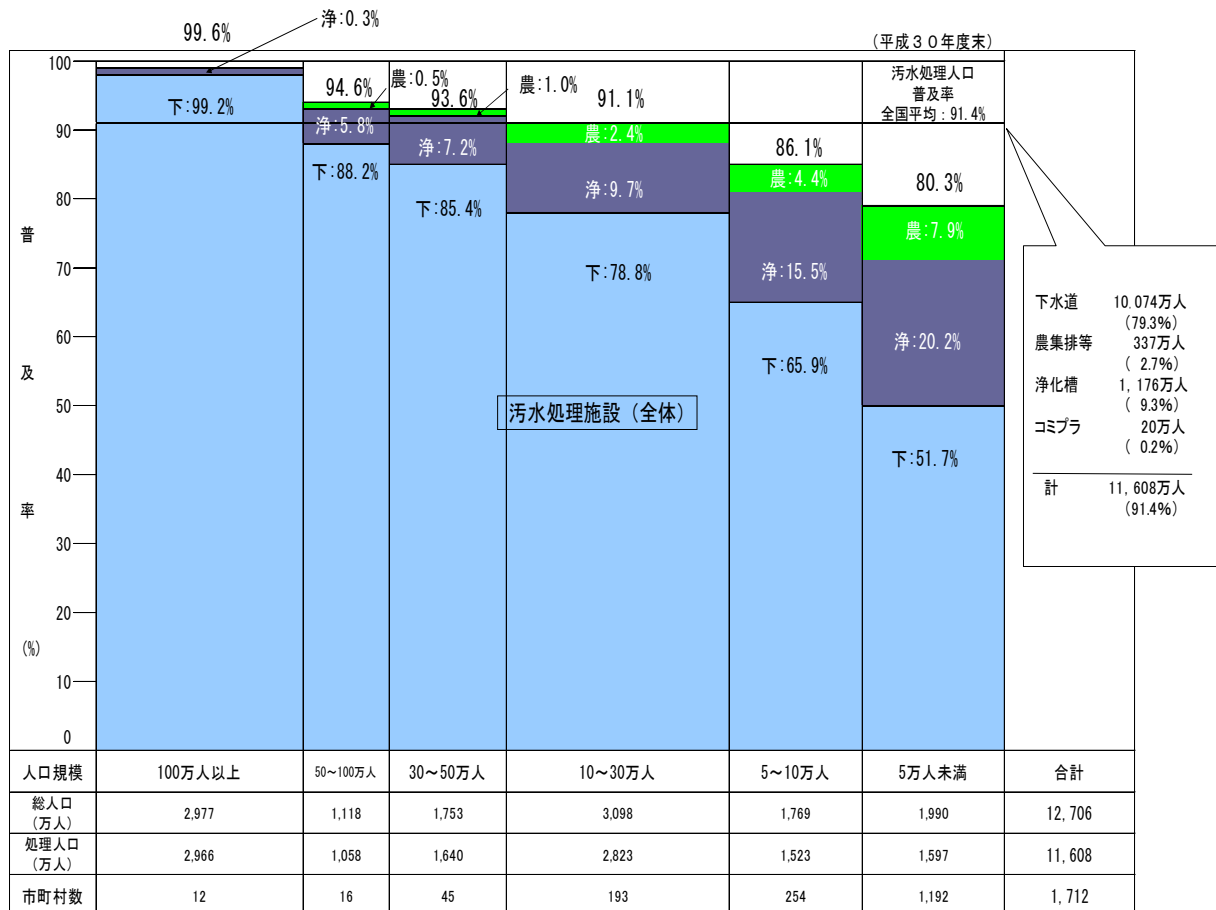
※平成30年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を除いた値を公表している。

4) 人口規模別生活排水処理普及状況

普及率は0.5%UP。今後も早急な普及の促進が必要。
(平成30年度末の生活排水処理整備状況)

生活排水処理人口普及率：90.9%(H29)→91.4%(H30)

都市規模別で見た生活排水処理普及状況



- (注) 1. 総市町村数1,712の内訳は、市 794、町 733、村 185 (東京都区部は市数に1市として含む)
2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。
3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。
4. 平成30年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除いた値を公表している。

人口5万人未満の中小市町村では普及率80.3%にすぎない。

4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況

(1) 下水道使用料

平成31年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体		使 用 料 体 系		基本 水量 (m3/月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m3)
		(区分水量)	は基本水量（基本使用料）の区分線 は水量毎の単価の区分線				
		0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000					
秋 田 市		0 10 30 50 100 500 1,000 1,020 181 226 249 305 352 427	(m3) (円)	10	1,020	税抜き	3,056
能 代 市		0 6 30 50 100 500 82 150 164 177 205	(m3) (円)	0	500	税抜き	3,339
横 手 市		0 5 10 20 30 40 50 100 700 140 149 158 167 176 185 194	(m3) (円)	5	700	税抜き	3,121
大 館 市		0 10 20 50 100 1,400 150 160 190 210	(m3) (円)	10	1,400	税抜き	3,132
男 鹿 市		0 10 20 50 100 1,620 162.0 172.8 205.2 226.8	(m3) (円)	10	1,620	税込み	3,240
湯 沢 市	旧湯沢市、旧皆瀬町、旧雄勝町地区	0 6 20 50 100 1,303 171 182 192 202 (公衆浴場等 超過料金 6m ³ 超 一律85円)	(m3) (円)	6	1,303	税込み	3,697
	旧 稲 川 町 地 区	0 6 20 50 100 4,503 171 182 192 202 (公衆浴場等 超過料金 6m ³ 超 一律85円)	(m3) (円)	6	4,503	税込み	6,897
鹿 角 市		0 10 20 50 100 1,500 160 170 180 190	(m3) (円)	10	1,500	税抜き	3,348
由 利 本 荘 市		0 10 20 50 100 514 123 154 174 195 216	(m3) (円)	0	514	税込み	3,284
潟 上 市		0 10 30 50 100 1,296 172 194 205 237	(m3) (円)	10	1,296	税込み	3,016
大 仙 市	大 (従 量 制)	0 10 30 50 100 1,510 165 174 206 237	(m3) (円)	10	1,510	税込み	3,160
	大 (定 額 制)	(基本使用料1戸当り1,510円) + (人員割世帯人員1人につき 535円)	(円)	-	1,510	税込み	3,115
北 秋 田 市		0 10 20 30 40 50 100 1,300 140 150 160 170 180 190	(m3) (円)	10	1,300	税抜き	2,915
に か ほ 市		0 10 20 50 100 1,100 130 150 170 200	(m3) (円)	10	1,100	税抜き	2,592
仙 北 市		0 5 10 20 30 40 50 100 756 108 140.4 151.2 162.0 172.8 183.6 194.4	(m3) (円)	5	756	税込み	2,700
小 坂 町		0 5 10 20 50 100 750 170 190 200 210 220	(m3) (円)	5	750	税抜き	3,780
上 小 阿 仁 村		(基本料金1戸当り1,715円) + ((世帯割り1人につき572円【水洗便所有】)または(世帯割り1人につき524円【水洗便所無】))	(円)	-	1,715	税抜き	3,705
藤 里 町		0 10 1,200 120	(m3) (円)	10	1,200	税抜き	2,592
三 種 町		0 10 100 500 1,000 1,512 151.2 140.4 129.6 118.8	(m3) (円)	10	1,512	税込み	3,024
八 峰 町		0 10 1,620 162	(m3) (円)	10	1,620	税込み	3,240
五 城 目 町		0 10 30 100 1,100 110 120 130	(m3) (円)	10	1,100	税抜き	2,376
八 郎 潟 町		0 5 750 150	(円)	5	750	税抜き	3,240

平成31年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・ 供用開始団体	使 用 料 体 系		基本 水量 (m3/月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m3)
	(区分水量)	は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線				
	0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000					
井 川 町	0 10 1,540 154		10 (m3)	1,540 (円)	税込み	3,080
大 湯 村	0 10 2,175 217		10 (m3)	2,175 (円)	税抜き	4,692
美 郷 町	0 10 1,337 153		10 (m3)	1,337 (円)	税込み	2,867
羽 後 町	0 10 20 50 100 1,620 161 173 194 216		10 (m3)	1,620 (円)	税込み	3,230
県・十和田湖	0 10 30 50 900 110 160 250		10 (m3)	900 (円)	税抜き	2,160

(2) 受益者負担金

平成31年4月現在

市 町 村 名	供用開始	負担（分担）区	単 位 負 担 金 額 （円/㎡）			徴 収 時 期	徴 収 方 法			延滞金の率（％）	報 奨 金 制 度 等	備 考	
			対象事業費	負担率	金額		分割 年数	単年度 納入回数	納入月				
秋 田 市	昭和45.4	旧秋田市全域	末端管渠費	1/5	335	申告書提出後	3	12	毎月	14.5％ （督促状発送した10日以前 は、7.25％）			
	平成5.4	旧河辺町全域			335								
	平成4.4	旧雄和町全域			335								
能 代 市	昭和59.10	港町	末端管渠費	1/3	40	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5			
		出戸第1、浜通第1		1/5	370								
		長崎、出戸第2、 浜通第2、向能代、 中川原、東能代		1/5	480								
横 手 市	平成元.4	横手公共第1	末端管渠費	1/3	400	供用開始と同時	5	3	7,10,1	14.5 （1ヶ月まで7.25）			
		横手公共第2		1/3	480								
		横手公共第3		1/3	420								
	平成元.4	増田公共	末端管渠費	1/2	（合算）								
			戸数割り	50,000									
	平成元.4	平鹿公共	面積割り	280									
			末端管渠費	100%	340								
	平成元.4	雄物川公共	（合算）										74,000
			1戸当たり										150
	平成元.4	十文字公共	宅地面積当たり										
			末端管渠費	30%	380								
平成12.9	山内公共	総事業費	2.5%										
		戸数割り	90,000										
		面積割り	300										
平成元.4	大雄公共	末端管渠費			330								
大 館 市	平成4.4	旧大館市全域	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5 （1ヶ月まで7.25）	負担金 負担総額の 1年目5% 2年目4% 3年目3% 4年目2% 5年目1%		
	平成6.4	旧比内町全域		1/5	390								
	平成7.4	旧田代町全域		1/4	350								
男 鹿 市	平成元.4	男鹿第1,2	末端管渠費	30%	400	供用開始と同時	5	4	5,9,11,2	14.5	500㎡を 超える面積は猶予		
		男鹿第3			410								
	平成4.4	旧若美町全域	末端管渠費	1/4	200					14.6			
			200㎡未満	300									
			200～350㎡未満	400									
湯 沢 市	平成8.4	湯沢第1	末端管渠費	1/3	440	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5 （1ヶ月まで7.25）	負担金 の10%		
	平成18.3 平成19.3	大谷 稲川	総事業費	2.6%									
			一般用（1戸当たり）										
			団体用1種（1箇所当たり）	140,000									
	平成20.9	院内	団体用2種（1箇所当たり）										
			営業用（1箇所当たり）										
			総事業費	4.3%									
	平成14.10 平成18.3	小安 皆瀬	一般用	（1戸当たり）	160,000								
団体用			（1箇所当たり）										
営業用													
鹿 角 市	平成7.4	全域	総事業費	1.9%									
			一般・団体	160,000									
			営業用（人員割り20人以下定額）	200,000									
			営業用（人員割り50人以下人数割り）	10,000									
			営業用（人員割り50人超人数割り）	5,000									
由 利 本 荘 市	平成3.4	本荘第1～5	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金 の6%		
	平成12.4	旧矢島町全域	末端管渠費	10%			1	1	7	14.5			
			戸数割り	30,000			10	12	毎月	14.6			
	平成4.4	旧岩城町全域	末端管渠費	1/3	100		10	4	6,9,12,3	14.6			
	平成7.4	旧由利町全域	汚水工事費	15%以内			5	4	6,9,12,2				
	平成12.3	旧大内町全域	戸数割り	350,000			5	4	5,8,11,2	14.6			
			1戸当たり事業費	4%	200,000								
平成7.9	旧西目町全域	末端管渠費	1/5										
		戸数割り	200,000										

市 町 村 名	供用開始	負担（分担）区	単 位 負 担 金 額 （円/㎡）			徴 収 時 期	徴 収 方 法			延滞金の率（％）	報 奨 金 制 度 等	備 考
			対象事業費	負担率	金額		分割 年数	単年度 納入回数	納入月			
潟 上 市	昭和61.4	全域	末端管渠費	1/4	325	供用開始日の 翌年度初め	5	4	5, 8, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
大 仙 市	昭和63.4	大曲第1	末端管渠費	30%	395	供用開始と同時	3	4	6, 9, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
		大曲第2			398							
		大曲第3			390							
		大曲第4			410							
		大曲第5			430							
		大曲第6			430							
		大曲第7			430							
	平成19.3	神岡	1 基当たり	150,000	3		1	12	14.6 (1ヶ月まで7.3)			
	平成3.10	中仙第1～9	末端管渠費	100%	330		5	4		6, 9, 11, 2		
	平成9.3	協和	1 戸当たり	150,000	5		1	3				
	平成8.6	仙北	1 受益者当たり	360,000	5		1	12				
	平成10.4	西仙北	1 受益者当たり	150,000	5		1	12				
	平成22.3	南外	1 基当たり	150,000	3		1	12				
北 秋 田 市	平成10.4	鷹巣北部 鷹巣中部 鷹巣南部	末端管渠整備費	1/5	430	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 12	14.6	負担金 の6%	
	平成9.4	森吉	末端管渠費	1/5	340	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 1	14.6	負担金 の5%	
	平成15.3	阿仁	1 戸当たり	100,000	供用開始と同時	2～3	1	6	14.6			
	平成17.7	旧合川町地区	受益者負担金制度なし									
に か ほ 市	平成10.4	第1	末端管渠費	1/3	110,000	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 1	14.5	負担金 の 9.5%	
		戸数割り										
仙 北 市	平成6.4	角館第1～4	末端管渠費	1/2	410	供用開始と同時	5	4	7, 9, 11, 1	14.6	負担金 の 2～20%	過誤納 の還付 あり
	平成23.4	角館第5	末端管渠費	100%	255							
	昭和61.6	武蔵野	末端管渠費	1/3	277							
		武蔵野第2			320							
		宿			390							
		潟前			総事業費							
	春山	1/10	290									
平成18.3	生保内北部	末端管渠費	1/3	290								
小 坂 町	平成10.4	全域	末端管渠費	1/3	(合算)	供用開始と同時	5	4	6, 9, 11, 1	14.5		
			戸数割り	105,000								
			面積割り	100								
上 小 阿 仁 村	平成13.10	受益者負担金制度なし										
藤 里 町	平成15.3	全域	1 戸当たり	150,000	下水道接続時	1	一括納付のみ					
三 種 町	平成4.5	旧琴丘町全域	末端管渠費	75%	1㎡当たり350円 (上限450㎡)	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.6 (1ヶ月まで7.3)	負担金 の6%	
	平成7.4	旧山本町全域	総事業費	5～6%								
	平成8.4	旧八竜町全域	戸数割り	150,000								
八 峰 町	平成14.3	旧八森町全域	末端管渠費		120,000	供用開始日の 翌年度初め	5	4	5, 8, 11, 2	14.5	分担金 の5%	
	平成16.3	(旧峰浜村) 第1期 第2期（一部）	1 受益地当たり	180,000		供用開始と同時						
五 城 目 町	平成5.10	全域	末端管渠費	68%	170,000	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5		
		戸数割り										
八 郎 潟 町	平成2.10	全域	末端管渠費	1/3	370	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
井 川 町	平成2.4	全域	末端管渠費	30%	(合算額)	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	分担金 の6%	
			面積割り（330㎡上限）	100								
			世帯人口割り	11,000								
			戸数割り	83,000								
大 潟 村	昭和44.5	受益者負担金制度なし										
美 郷 町	平成10.4	六郷第1	総事業費	5.7%	(合算)	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 12	14.6(督促状を発して10日を 経過した日から) 7.3(督促状を発する前の期 間及び督促状を発した日か ら10日まで)		
			個別均等割り	64,000								
			面積割（宅地面積当り）	119								
羽 後 町	平成16.4	西馬音内	1 戸当たり	200,000	供用開始と同時	5	4	7, 9, 11, 2	14.6 7.3(督促状を発した日 から10日まで)	分担金 の10%		
県・十和田湖	平成3.4	受益者負担金制度なし										

(3) 水洗化助成・貸付制度

平成31年4月現在

市 町 村 名	助 成 制 度		貸 付 制 度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽		
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子
秋 田 市	・供用開始から3年以内は4万円、3年経過後は2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円(中心市街地区域10万円) ※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内125万円限度	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
能 代 市	住宅リフォーム補助 ①一般制度 工事費の10%、限度額20万円 ②多世代同居 工事費の10%、限度額20万円 ③多子世帯 工事費の10%、限度額20万円 ④空き家 工事費の10%、限度額20万円 ※②～④は、各々加算	汲取便所と同様	対象工事1件当り100万円以内	50ヶ月以内元金均等償還	3年以内：市負担 3年超～：1/2市負担	汲取便所と同様		
横 手 市			1世帯当り120万円 供用開始後3年を過ぎた世帯は80万円	72ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大 館 市	住宅リフォーム支援(いずれも工事費30万円以上) ①一般補助 工事費の5%、限度額10万円 ②子育て支援 工事費の10%、限度額20万円 ③三世代同居 工事費の10%、限度額30万円 ④空き家リフォーム・市内在住 工事費の10%、限度額30万円 ⑤空き家リフォーム・市外移住 工事費の20%、限度額50万円	汲取便所と同様	1戸当り80万円以内 2個以上の場合は限度額150万円	60ヶ月以内元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
男 鹿 市			便槽1個当り80万円 2個以上の場合は1個50万円 限度額200万円 対象は供用開始3年以内	50ヶ月均等償還	市負担			
湯 沢 市			工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は1個50万円以内 限度額200万円 供用開始後3ヶ年まで	72ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		
鹿 角 市	住宅リフォーム補助 工事費の20%(上限10万円※多子世帯「18歳未満の子が3人以上」は20万円)	汲取便所と同様	1世帯当り80万円 2個以上の場合は1個30万円 限度額150万円	50ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
由 利 本 荘 市	住宅リフォーム補助 工事費の10%(工事費50万円以上) 限度額10万円	汲取便所と同様						
湯 上 市	住宅リフォーム補助 工事費の10%(工事費50万円以上に限る) 限度額15万円	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家7戸等は1戸25万円以内 限度額100万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大 仙 市	下水道接続促進補助金 供用開始から3年以内の区域に限り、新規の接続工事に2万円の補助金 住宅リフォーム支援事業 工事費の10%補助(上限20万円)	単独処理浄化槽 汲取便所と同様 合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金						
北 秋 田 市	生活扶助世帯及び準する世帯を対象に改造費の40%以内、限度額24万円 住宅リフォーム補助 一般世帯 工事費の10% 限度額10万円 多子世帯 工事費の15% 限度額30万円 空家購入 工事費の20% 限度額40万円 移住者 工事費の15% 限度額30万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 供用開始から3年を超えたら50万円	60ヶ月元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
に か ほ 市	2万円以内	1万円以内	60万円	60ヶ月	1/2市負担	30万円	30ヶ月	1/2市負担
仙 北 市	住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大10万円 子育て世帯は10%最大20万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円以内	50ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		

平成31年4月現在

市 町 村 名	助 成 制 度		貸 付 制 度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽		
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子
小 坂 町	住宅リフォーム補助 工事費の15% 上限：15万円	汲取便所と同様	1世帯当り60万円 貸家7㎡等は 1戸30万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
上 小 阿 仁 村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円 住宅リフォーム補助 工事費の10%（下限工事費：50万円） 上限：20万円		1戸当り30万円以内	30ヶ回以内 元金均等償還	限度額以内の利子の1%を負担	汲取便所と同様		
藤 里 町	・加入奨励金3～7万円 ・積立奨励金1～3万円 ・資金対策助成金1～4万円 ・環境浄化促進助成金（配管、樹、便器に助成）							
三 種 町	住宅リフォーム補助 工事費の15% 上限：15万円	汲取便所と同様	1戸当り100万円 2箇所以上の場合は 2箇所目から1箇所40万円、限度額200万円 3年超は上記の1/2	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 峰 町 （旧八森町地区）	八峰町住まいづくり応援事業 （住宅リフォーム補助） ・下水道新規加入の場合 100,000円 （リフォーム支援補助に加算する）		1対象工事当り70万円 2箇所以上の場合は、 1箇所につき30万円以内を増額できる 限度額100万円	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 峰 町 （旧峰浜村地区）								
五 城 目 町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 安全安心(持家)…工事費の5% 上限：8万円 子育て世帯(持家)…工事費の10% 上限：20万円 子育て世帯・移住定住(空家購入)…工事費の15% 上限：30万円 安全安心(持家)…工事費の5% 上限：10万円		1戸当り100万円 便所2か所以上の場合は 1か所当たり50万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 郎 潟 町			1世帯当り100万円 貸家7㎡等は 1戸40万円 限度額160万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
井 川 町	一世帯当り10万円の助成 （世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成）		1世帯当り100万円 貸家7㎡等は 1戸25万円 限度額125万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
美 郷 町	下水道接続費補助金 上限10万円		1戸につき100万円	60ヶ月元金均等償還	町負担	汲取便所と同様		
羽 後 町	1年目水洗化5万円 2年目水洗化3万円 3年目水洗化2万円	汲取便所と同様	1世帯当り90万円以内 2個以上の場合は 限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		

5. 水質の規制状況

(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）

対象物質又は項目	下水道法 下水道法施行令	除害施設の 設置基準	特定事業場からの排除基準	
		第12条第1項 第9条	第12条の2第1項 第9条の4第1項	第12条の2第3項 第9条の5第1項 第9条の5第2項
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量				380 125
水素イオン濃度	海 域 そ の 他	5以下9以上		5超～9未満 5.7超～8.7未満
生物科学的酸素要求量（BOD）			600	300
浮遊物質（SS）			600	300
温度		45℃以上		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ．鉱油類 ロ．動植物油脂類	5mg/l超 30mg/l超	5 30	
沃素消費量		220mg/l以上		
カドミウム及びその化合物			0.03	
シアン化合物			1(0.1)	
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）			1(0.5)	
鉛及びその化合物			0.1	
六価クロム化合物			0.5(0.2)	
砒素及びその化合物			0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			0.005	
アルキル水銀化合物			検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル			0.003	
トリクロロエチレン			0.1	
テトラクロロエチレン			0.1	
ジクロロメタン			0.2	
四塩化炭素			0.02	
1，2－ジクロロエタン			0.04	
1，1－ジクロロエチレン			1	
シス－1，2－ジクロロエチレン			0.4	
1，1，1－トリクロロエタン			3	
1，1，2－トリクロロエタン			0.06	
1，3－ジクロロプロペン			0.02	
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）			0.06	
2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）			0.03	
S-4-クロロベンジル-N・N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）			0.2	
ベンゼン			0.1	
セレン及びその化合物			0.1	
ほう素及びその化合物	海 域 そ の 他		230 10	
ふっ素及びその化合物	海 域 そ の 他		15 8	
1，4－ジオキサン			0.5	
フェノール類			5(0.5)	
銅及びその化合物			3(1.0)	
亜鉛及びその化合物			2	
鉄及びその化合物（溶解性）			10	
マンガン及びその化合物（溶解性）			10	
クロム及びその化合物			2	
ダイオキシン類			10pg-TEQ/l	

1 () は秋田県公害防止条例による上乗せ基準

2 単位は水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/l以下

3 カドミウムは、平成26年12月1日より基準値改正

（下水道法施行令の一部を改正する政令 平成26年11月19日 政令第364号）

4 1，4－ジオキサンは、平成24年5月25日より追加

（下水道法施行令の一部を改正する政令 平成24年5月23日 政令第148号）

(2) 放流水に対する規制（排水基準）

法 令 対象物質または項目	水質汚濁防止法 第3条第1項 による排水基準	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県条例 第40条別表第2による上乗せ排水基準		
		第1種水域	第2種水域	第3種水域
カドミウム及びその化合物	0.03	0.05(カドミウム)	0.05(カドミウム)	
シアン化合物	1	0.1(シアン)	0.1(シアン)	0.1(シアン)
有機磷化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1	0.5	0.5	
鉛及びその化合物	0.1			
六価クロム化合物	0.5	0.2(六価クロム)	0.2(六価クロム)	
砒素及びその化合物	0.1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005			
アルキル水銀化合物	検出されないこと			
ポリ塩化ビフェニル	0.003			
トリクロロエチレン	0.1			
テトラクロロエチレン	0.1			
ジクロロメタン	0.2			
四塩化炭素	0.02			
1, 2 - ジクロロエタン	0.04			
1, 1 - ジクロロエチレン	1			
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4			
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3			
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06			
1, 3 - ジクロロプロペン	0.02			
チウラム	0.06			
シマジン	0.03			
チオベンカルブ	0.2			
ベンゼン	0.1			
セレン及びその化合物	0.1			
ほう素及びその化合物	海 域	230		
	そ の 他	10		
ふっ素及びその化合物	海 域	15		
	そ の 他	8		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100			
1, 4 - ジオキサン	0.5			
水素イオン濃度	海 域	5.0~9.0		
	そ の 他	5.8~8.6		
生物科学的酸素要求量（B O D）	160(120)	(30)	(60)	
化学的酸素要求量（C O D）	160(120)	(30)	(60)	
浮遊物質質量（S S）	200(150)	(70)	(120)	
ノルマルヘキサノール抽出物質含有量	イ．鉱油類	5		
	ロ．動植物油脂類	30		
フェノール類含有量	5	0.5	0.5	2.0
銅含有量	3	1.0	1.0	2.0
亜鉛含有量	2			
溶解性鉄含有量	10			
溶解性マンガ含有量	10			
クロム含有量	2			
大腸菌群数	(3000)個/cm3			

1 () は日間平均値

2 単位は水素イオン濃度及び大腸菌群数を除きすべてmg/l

3 カドミウムは、平成26年12月1日より基準値改正

(水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 平成26年11月4日 環境省令第30号)

4 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

5 1, 4 - ジオキサンは、平成24年5月25日より追加

(排水基準を定める省令の一部を改正する省令 平成24年5月23日 環境省令第15号)

(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分 (県公害防止条例第40条別表第2付表)

第一種水域	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域（湖沼及び海域を除く。）
	湖沼	天然湖沼及び人工湖
	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水域	河川	旭川（添川橋下流）、草生津川、新城川（新城橋下流）、土買川（心像川合流点上流）、丸子川（田茂木橋下流）、横手川（本郷橋下流）、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川（大館市の区域内）、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川（田中橋下流）並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域並びに太平川（松崎橋上流）、猿田川、福部内川（東川橋上流）、窪堰川（杉本橋上流）、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。）第二種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に限る。）米代川（檜山川合流点から大湯川合流点まで）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）及び別所川に限る。）引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）、別所川、小坂川、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に流入する公共用水域（第三種水域並びに大森川（花岡川合流点上流）、下内川（長面橋上流）及び芋川を除く。）
	海域	能代港の港湾区域（米代川本流を除く。）、本荘港の港湾区域（子吉川本流を除く。）及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川（入見内橋上流）、米代川（檜山川合流点下流）、檜山川、引欠川（長内沢川合流点上流）、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、雄物川（秋田大橋下流）に限る。）旧雄物川（港大橋上流）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、旭川及び草生津川を除く。）小坂川及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、古遠部川に限る。）雄物川（秋田大橋下流）及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋田港の港湾区域（港大橋上流を除く。）及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域

計画放流水質

- 処理施設の構造の技術上の基準（下水道法第7条・同法施行令第5条の5・同法施行規則第4条の2）

方 法	生物化学的 酸素要求量 (単位 mg/l・5日間)	窒素含有量 (単位 mg/l)	磷含有量 (単位 mg/l)
(令)下水を処理する構造 (例)標準活性汚泥法	10を超え15以下	—	—
(規則)計画放流水質	15以下	20以下	3以下

*下水の放流先の河川その他の公共の水域等の状況を考慮して下水道管理者が定める

- 放流水の水質の技術上の基準（下水道法第8条・同法施行令第6条）

	水素イオン 濃 度 (pH)	浮遊物質 量 (単位 mg/l)	大腸菌群数 (単位 1cm ³ につき個)
(令)放流水の水質	5.8以上～8.6以下	40以下	3,000以下

*令第5条の5第2項に規定する計画放流水に適合する数値

6. 農業集落排水施設

(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年 由利本荘市(旧由利町)五十土地地区、湯上市(旧飯田川町)妹川地区 着手。

昭和59年 由利本荘市(旧由利町)五十土地地区、
秋田市(旧河辺町)岩見三内中央地区 供用開始

平成30年 事業着手 201地区、供用済み 201地区

○農業集落排水施設整備の経緯

年 度	事業着手 地区数	供 用 地区数	供 用 処理場数	統合・下水道 接続による 廃止処理場数	汚水処理人口普及率(%)	
					農業集落 排水施設	全 体
S57	2	0	0		0.0	6.8
S58	7	0	0		0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
S60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4		0.8	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
H 3	8	2	1		1.1	17.1
H 4	9	13	12		2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9		2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8		9.0	61.6
H16	5	9	8		9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	6	3	3		9.6	72.5
H19	3	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5		10.3	76.7
H21	1	5	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	4	5	1	10.8	81.3
H24	1	0	1	5	10.6	82.7
H25	0	2	1	2	10.5	83.7
H26	0	0	0		10.3	84.5
H27	0	1	1		10.4	85.4
H28	0	0	0	1	10.3	86.1
H29	0	1	0	4	10.2	86.7
H30	0	0	0	3	10.1	87.4
累 計	201	201	193	17		

*1 供用地区には、公共下水道接続の14地区を含む。

*2 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

(2) 農業集落排水施設 地区〈処理区〉一覧表

市町村名 (25)	旧市町村 村名 (69)	地区数	地区 番号	地区名 (地区名)	計画 人口 (人)	事業期間 着工完了	供用 年月	摘 要	
鹿角市		3	3	0	1 小豆沢 2 谷内・永田 3 末広	470 H10 H13 588 H15 H20 669 H23 H27	H13. 4 H20. 4 H27. 4		
小坂町								農業集落排水施設計画なし	
大館市	大館市	7	7	0	4 鶴鈴 5 山館 6 真中 7 (沢尻) 8 麓西 9 四羽出 10 十二所北〔沢尻〕	263 S62 H 1 452 H 3 H 5 1,193 H 5 H 9 H 7 H 9 436 H 9 H11 668 H10 H14 1,551 H15 H20	H 2. 4 H 5. 8 H 9. 8 H 9. 8 H12. 4 H15. 4 H21. 4	H29.12十二所北処理区へ統合	
	比内町	3	3	0	11 小新田・羽立 12 八木橋 13 独結中野	209 H 9 H11 396 H12 H16 1,514 H17 H22	H11. 5 H15. 5 H21. 4		
	田代町	2	2	0	14 山田 15 岩野目	571 H 9 H11 166 H13 H15	H11. 7 H16. 4		
北秋田市	鹿角市	2	2	0	16 鷺神 17 坊沢	200 H 8 H10 814 H12 H17	H10. 6 H15.10		
	森吉町	2	2	0	18 涌田 19 前田	468 H 8 H10 932 H12 H16	H10. 6 H14. 8		
	阿仁町	1	1	0	20 根子	125 H13 H15	H15.11		
	合川町	11	11	0	21 上杉 22 下杉 23 西 24 羽根山 25 合川(鎌沢) 26 合川(三木田) 27 合川(三里) 28 根田・芹沢 29 木戸石 30 増沢 31 道城	431 H 3 H 5 245 H 5 H 7 647 H12 H17 210 H 8 H10 146 S59 S62 140 S58 S60 127 S63 H 4 331 H 9 H12 583 H 6 H 8 185 H 7 H 9 174 H18 H22	H 5. 7 H 7. 8 H18. 4 H10. 7 S63. 1 S61. 1 H 4. 5 H12.12 H 8. 7 H 9.11 H22. 4		
上小阿仁村		4	4	0	32 上仏社 33 五反沢 34 小沢田 35 羽立	70 H 2 H 4 201 H 5 H 7 492 H 8 H11 256 H12 H15	H 4. 7 H 8. 7 H11. 4 H15. 4		
能代市	能代市 二ツ井町	1	1	0	36 浜浅内	215 H 9 H11	H11. 8	農業集落排水施設計画なし	
藤里町		1	1	0	37 中通	196 H11 H15	H14.12		
三種町	華丘町	1	1	0	38 大又	322 H11 H16	H14. 8		
	山本町	2	2	0	39 下岩川 40 外園・羽立	735 H18 H23 272 H13 H16	H23. 4 H16. 4		
	八竜町	2	2	0	41 (八竜(釜谷)) 42 戸崎	S58 S61 579 H 7 H10	S62. 4 H 9. 4	H30.4公共下水道へ接続	
八峰町	八森町	3	3	0	43 石川 44 梶子・大久保岱 45 塩	420 H10 H13 223 H14 H17 573 H18 H22	H12.12 H17. 3 H22. 3	農業集落排水施設計画なし	
秋田市	秋田市	11	11	0	46 豊岩(豊巻) 47 豊岩(小山) 48 石田坂 49 笹岡 50 (寒川) 51 下新城北部 52 上新城 53 下新城南部 54 上北手東部 55 下北手中央(寒川) 56 (金足)	698 S60 S63 250 S60 H 1 351 S61 H 1 223 H 2 H 4 H 5 H 7 494 H 6 H 8 1,100 H 9 H12 657 H11 H14 223 H13 H16 749 H16 H20 H19 H25	H 1. 4 H 2. 4 H 2. 4 H 4.10 H 7.10 H 9. 4 H12. 4 H14. 4 H16. 4 H20. 4 H25. 4	H29.4下北手中央処理区へ統合	
	河辺町	7	7	0	57 砂子瀬 58 三内 59 飛沢 60 河辺新山内中央(豊見山内中央) 61 下三内 62 赤平 63 岩見	62 H 6 H 8 273 H10 H12 111 H 1 H 2 671 S58 S63 384 H 6 H 8 424 H 3 H 5 274 H15 H20	H 8.10 H12.12 H 3. 4 S59. 6 H 8. 4 H 5. 4 H20. 4	1期H19～H25 2期 H20～H24 H25.4公共下水道へ接続	
	雄和町	5	5	0	64 雄和(新波) 65 向野 66 戸賀沢 67 置ヶ沢 68 雄平	385 S58 S63 316 H 4 H 6 458 H 6 H 9 293 H 9 H12 607 H12 H17	S63.12 H 6. 7 H 9.12 H12.12 H16. 7		
男鹿市	男鹿市 若美町	1	1	0	69 五里合	1,239 H 6 H10	H 9.12	農業集落排水施設計画なし	
潟上市	昭和町	1	1	0	70 豊川	894 H10 H13	H14. 3		
	飯田川町	3	3	0	71 (鉢川) 72 (新道) 73 (飯塚浜)	S57 H2 H3 H6 H1 H3	S63.4 H6.4 H3.4	S63.4公共下水道へ接続 H6.4公共下水道へ接続 H3.4公共下水道へ接続	
	天王町	3	3	0	74 (湖畔) 75 (羽立) 76 (大崎)	H 1 H 4 H 5 H 7 S59 S63	H 4. 4 H 8. 4 S64. 1	H24.12公共下水道へ接続 H24.12公共下水道へ接続 H22.11公共下水道へ接続	
五城目町		1	1	0	77 (上山内)	H 7 H11	H11. 5	H25.4公共下水道へ接続	
八郎潟町		2	2	0	78 (小池) 79 (浦大町)	S63 H 2 H 5 H 7	H 3. 3 H 7. 4	H25.4公共下水道へ接続 H25.4公共下水道へ接続	
井川町		2	2	0	80 (井川) 81 (篠田)	H 5 H 7 H11 H16	H 7. 4 H14. 4	H25.3公共下水道へ接続 H14. 4	
大湯村								農業集落排水施設計画なし	
由利本荘市	本荘市	10	10	0	82 万願寺 83 内越第一〔内越第二〕 84 小友第三 85 子吉〔南福田〕 86 石沢第二 87 南内越第二 88 石沢第一 89 (北内越第二) 90-1 松ヶ崎第二(芦川) 90-2 松ヶ崎第二(観沢) 90-3 松ヶ崎第二(深沢) 91 小友第三	1,044 H 4 H 6 951 H 5 H 7 275 H 5 H 7 1,743 H 6 H 8 598 H 7 H10 545 H 9 H11 818 H11 H14 H13 H18 60 H19 H23 35 H19 H23 97 H19 H23 253 H17 H21	H 6. 7 H 7. 6 H 7.10 H 8. 7 H 9. 6 H11. 4 H13.11 H17. 1 H24. 4 H23. 4 H22. 4 H22. 4		
	矢島町	4	4	0	92 元町・荒沢 93 郷内・坂之下 94 川辺・木石 95 新荘・立石 96 岩城(亀田) 97 上蛇田 98 高畑 99 流俣	397 H 4 H 6 262 H 5 H 7 446 H 6 H 8 410 H 7 H 9 1,221 S62 H 5 93 H 5 H 7 315 H 7 H 9 134 H 9 H11	H 6. 6 H 7. 8 H 8. 6 H 9. 5 H 4. 4 H 7. 4 H 9.10 H11. 4		
	岩城町	4	4	0	100 由利第二(五十士) 101 由利(山本)〔土倉〕 102 由利第三(久保田) 103 由利第六(小菅野) 104 川西 105 由利第五(東鮎川)〔町村・中郷〕 106 (町村) 107 由利第八(黒沢明法) 108 由利第七(曲沢) 109 吉沢	150 S57 S59 487 S58 S61 104 S59 S61 90 S61 S62 559 S63 H 4 758 H 2 H 4 H3 H4 281 H 4 H 6 191 H 4 H 6 205 H 5 H 7	S59. 6 S61. 8 S62. 8 S63. 8 H 4. 9 H 4. 9 H 4. 9 H 6. 8 H 6. 8 H 7. 6	H29.4子吉処理区へ統合 H30.4山本処理区へ統合 H23.12東鮎川処理区へ統合	
	由利町	14	14	0	110 南福田 111 (土倉) 112 (中郷) 113 屋敷	H 5 H 7 H 6 H 7 H 7 H 9 69 H 8 H10	H 7. 6 H 8. 4 H 9. 6 H10. 6		

市町村名 (25)	旧市町村 村名 (69)	地区数	地区 番号	地区名 (地区名)	計画 人口 (人)	事業期間 着工完了	供用 年月	摘 要
由利本荘市	西目町	1	1	0	816 西目南部	836 H 9 H12	H12. 6	
	島崎町	3	3	0	115 伏見・上川内〔平根〕 116 (平根) 117 笹子	1,608 H 9 H11 H16 H18 1,078 H13 H16	H11. 4 H17. 3 H15. 4	H17.3伏見上川内処理区へ統合
	東由利町	4	4	0	118 老方館合〔田代黒瀬〕 119 嵐・法内 120 大木 121 (田代黒瀬)	1,734 H 8 H10 755 H13 H16 395 H17 H21 H24 H28	H10. 7 H16. 4 H21.10 H29. 4	H29.4老方館合処理区へ統合
	大内町	7	7	0	122 松本 123 岩野目沢 124 櫛淵〔羽広・滝〕 125 (滝) 126 (羽広) 127 中帳 128 葛岡・新田	642 H 6 H 9 298 H 8 H10 510 H10 H13 H11 H15 H11 H15 229 H19 H23 1,246 H16 H21	H 9. 6 H10. 6 H13. 3 H15. 3 H15. 3 H23. 4 H22. 4	
にかほ市	仁賀保町	8	8	0	129 院内 130 西目木 131 杉山 132 伊勢居地〔桂坂〕 133 小国 134 (桂坂) 135 冬峠 136 釜ヶ台	888 H 1 H 4 444 H 2 H 5 568 H 3 H 5 738 H 4 H 7 431 H 5 H 7 H 6 H 8 59 H 9 H11 125 H10 H12	H 4. 5 H 5. 5 H 5. 5 H 6.11 H 7. 5 H 8. 5 H11. 5 H12. 5	H28.4伊勢居地処理区へ統合
	金浦町	1	1	0	137 大竹	324 H 8 H10	H10. 8	
	象潟町	6	6	0	138 小滝 139 西中野沢 140 上郷北部 141 鹿 142 上郷南部 143 上浜中央	375 H 4 H 8 146 H 5 H 7 562 H 7 H 9 185 H 8 H10 492 H10 H12 1,375 H14 H19	H 6.11 H 7.10 H 9.11 H10.10 H12. 8 H17.10	
大仙市	大曲市	3	3	0	144 中田・宮林 145 大曲西部 146 角間川	672 H10 H13 1,498 H14 H19 485 H20 H24	H13. 9 H19.10 H24. 3	
	神岡町	2	2	0	147 神岡東部 148 神岡西部	632 H 9 H11 540 H14 H18	H11. 4 H17. 4	
	西仙北町	2	2	0	149 上郷 150 川里	854 H 8 H11 1,070 H10 H13	H10.11 H13. 2	
	中仙町	3	3	0	151 中井井 152 大神成 153 田ノ尻	561 H 9 H12 333 H12 H15 506 H16 H20	H12. 9 H15. 8 H20.10	
	協和町	10	10	0	154 一ノ渡 155 福沢 156 水沢 157 白岩 158 川口 159 小種 160 沢庄 161 宇津野 162 下淀川 163 崎吉川	278 H10 H12 149 H 6 H 9 310 H12 H15 225 H 7 H 9 186 H 8 H10 534 H11 H14 249 H16 H20 378 H13 H16 374 H15 H18 821 H17 H21	H12. 9 H 9. 3 H14.11 H 9. 9 H10. 3 H14. 8 H20. 3 H16. 4 H18. 4 H21. 3	
	南外村	5	5	0	164 薬師 165 福田 166 弘田 167 仙北北部 168 (飯坂内)	529 H 1 H 4 1,019 H 3 H 6 1,183 H 6 H10 818 H 9 H13 H14 H18	H 4. 6 H 6. 7 H11. 5 H14. 3 H20. 5	農業集落排水施設計画なし H20.5公共下水道へ接続
	太田町	5	5	0	169 横沢 170 大町 171 小神成 172 太田今泉 173 三本原	1,130 H 6 H 9 728 H 7 H10 1,369 H10 H15 1,015 H14 H19 566 H18 H23	H 9. 4 H10. 6 H13. 6 H19. 7 H24. 3	
仙北市	角館町	1	1	0	174 前郷	473 H 9 H12	H13. 4	
	田沢湖町	1	1	0	175 田沢	362 H17 H21	H22. 4	
	西木村	5	5	0	176 戸沢 177 松木内 178 西明寺西部 179 西明寺 180 西明寺南部	81 H 7 H 9 1,133 H10 H13 478 H 7 H10 666 S63 H 4 1,034 H 4 H 8	H10. 3 H12. 4 H10. 3 H 4. 4 H 8. 4	
美郷町	六郷町	3	3	0	181 一丈木 182 本堂 183 上畑屋	1,056 H 1 H 5 829 H 3 H 7 896 H 7 H11	H 4. 4 H 7. 4 H10. 3	大仙市の一部区域を含む
	仙南村	3	3	0	184 仙南(後三年) 185 仙南(飯詰) 186 野常町	254 S58 S62 438 S62 H 2 745 H 8 H11	S61.11 H 2. 4 H11.10	横手市の一部区域を含む
横手市	横手市	1	1	0	187 金沢	707 H21 H26	H26. 4	農業集落排水施設計画なし
	横田町							農業集落排水施設計画なし
	平鹿町							農業集落排水施設計画なし
	植物園町							農業集落排水施設計画なし
	大森町	5	5	0	188 大森 189 十日町 190 川西 191 上溝 192 大森本郷	1,877 S58 H 2 407 H 2 H 5 1,394 H 5 H 9 952 H 8 H11 161 H12 H15	S63. 4 H 4. 7 H 8. 4 H11. 4 H15. 3	
	十文字町	2	2	0	193 今泉 194 植田	1,112 H 8 H11 768 H14 H19	H11.10 H18. 4	
	山内村							農業集落排水施設計画なし
	大雄村							農業集落排水施設計画なし
湯沢市	湯沢市	4	4	0	195 (山田中央) 196 深塚 197 山田東部〔山田中央〕 198-1 松岡 198-2 松岡(新城)	H 4 H 6 762 H 8 H11 2,016 H12 H17 H18 H23 77 H18 H23	H 6.11 H11.10 H15.11 H22. 3 H22. 3	H29.12山田東部処理区へ統合
	稲川町							農業集落排水施設計画なし
	越前町							農業集落排水施設計画なし
	岩瀬村							農業集落排水施設計画なし
羽後町	羽後町	3	3	0	199 床舞 200 土館〔嶋田〕 201 (嶋田)	1,072 H 6 H 9 1,287 H10 H14 H18 H21	H 9. 8 H13. 8 H20. 4	H20.4土館処理区へ統合
東成瀬村								農業集落排水施設計画なし
合 計		201	201	0		100,217		

1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での農業集排水処理区と農業集排水等整備された地区を表記。

2 計画人口はH13.31時点の計画処理人口である。

3 集排水整備事業の地区名と処理区名が異なる場合は、地区名の後に処理区名をくく書きで表記。

4 処理場を持たない地区(公共下水道接続、他処理区へ接続している地区)は、地区名をくく書きで表記。

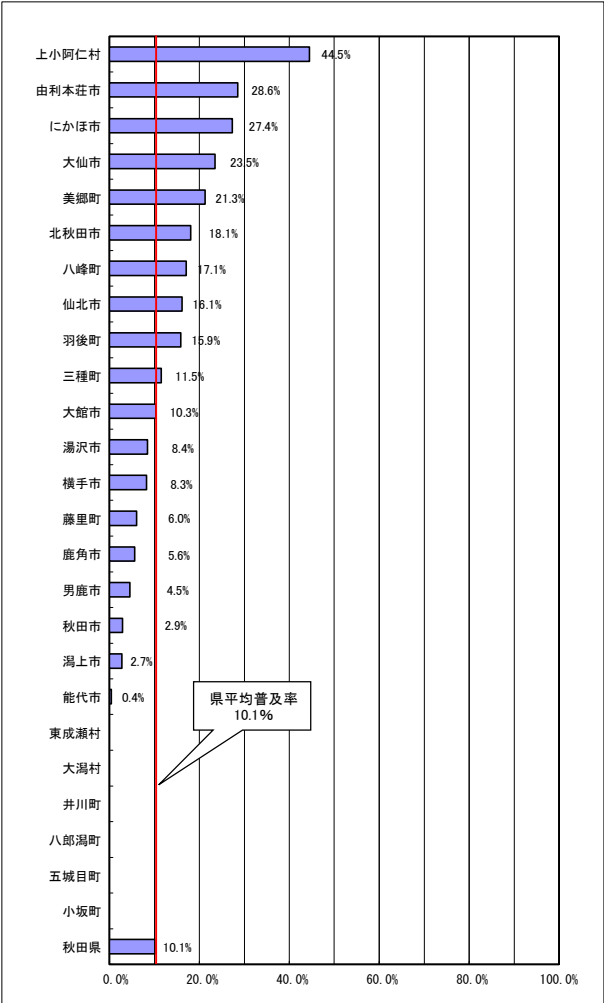
5 他の集排水施設に接続している処理区は、処理区名の後に接続している地区名をくく書きで表記。

6 農業集排水施設計画市町村 22市町村(13市 8町 1村)

(3) 平成30年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率

(平成31年3月31日現在)							
順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H30末普及率	着手年度	供用年月	備考
1	上小阿仁村	2,291	1,019	44.5%	H 2	H 4. 7	
2	由利本荘市	76,784	21,922	28.6%	S57	S59. 6	
3	にかほ市	24,533	6,712	27.4%	H 1	H 4. 5	
4	大仙市	81,144	19,035	23.5%	H 1	H 4. 6	
5	美郷町	19,607	4,168	21.3%	S58	S61. 11	
6	北秋田市	31,884	5,758	18.1%	S58	S61. 1	
7	八峰町	7,115	1,216	17.1%	H10	H12. 12	
8	仙北市	26,205	4,227	16.1%	S63	H 4. 4	
9	羽後町	14,877	2,359	15.9%	H 6	H 9. 8	
10	三種町	16,522	1,908	11.5%	S58	S62. 4	
11	大館市	71,944	7,419	10.3%	S62	H 2. 4	
12	湯沢市	44,963	3,795	8.4%	H 4	H 6. 11	
13	横手市	89,646	7,405	8.3%	S58	S63. 4	
14	藤里町	3,252	196	6.0%	H11	H14. 12	
15	鹿角市	30,733	1,727	5.6%	H10	H13. 4	
16	男鹿市	27,361	1,239	4.5%	H 6	H 9. 12	
17	秋田市	308,163	9,003	2.9%	S58	S59. 6	
18	潟上市	32,775	894	2.7%	S59	S64. 1	
19	能代市	52,819	215	0.4%	H 9	H11. 8	
	小坂町	5,074					
	五城目町	9,190			H 7	H11. 5	全地区公共下水道接続
	八郎潟町	5,846			S63	H 3. 3	全地区公共下水道接続
	井川町	4,744			H 5	H 7. 4	全地区公共下水道接続
	大潟村	3,104					
	東成瀬村	2,547					
	秋田県計	993,123	100,217	10.1%			

普及率グラフ



*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の14地区を除く。
但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、H31.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

普及率 (%) =

処理区域内人口

住民基本台帳人口

× 100

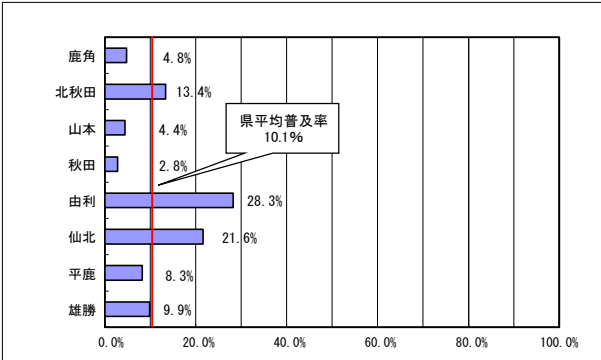
農業集落排水施設 処理人口普及率推移

年度	H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末
普及率	10.8%	10.6%	10.5%	10.3%	10.4%	10.3%	10.2%	10.1%

地域振興局別 農業集落排水処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H30末普及率
鹿角	35,807	1,727	4.8%
北秋田	106,119	14,196	13.4%
山本	79,708	3,535	4.4%
秋田	391,183	11,136	2.8%
由利	101,317	28,634	28.3%
仙北	126,956	27,430	21.6%
平鹿	89,646	7,405	8.3%
雄勝	62,387	6,154	9.9%
県計	993,123	100,217	10.1%

地域振興局別 普及率グラフ



*1 公共下水道接続の14地区を除く。

*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、H31.3.31時点で農業排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

(4) 平成30年度末 農業集落排水施設 整備率

(平成31年3月31日現在)

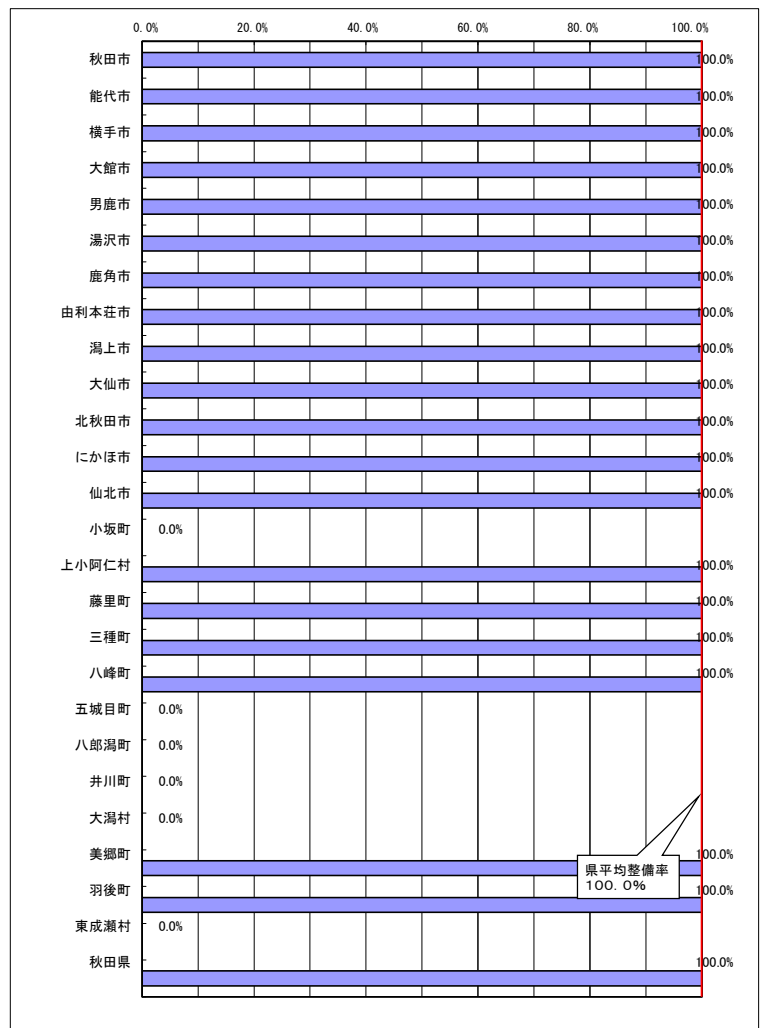
順位	市町村名	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率
1	秋田市	9,003	9,003	100.0%
1	能代市	215	215	100.0%
1	横手市	7,405	7,405	100.0%
1	大館市	7,419	7,419	100.0%
1	男鹿市	1,239	1,239	100.0%
1	湯沢市	3,795	3,795	100.0%
1	鹿角市	1,727	1,727	100.0%
1	由利本荘市	21,922	21,922	100.0%
1	潟上市	894	894	100.0%
1	大仙市	19,035	19,035	100.0%
1	北秋田市	5,758	5,758	100.0%
1	にかほ市	6,712	6,712	100.0%
1	仙北市	4,227	4,227	100.0%
	小坂町	0	0	
1	上小阿仁村	1,019	1,019	100.0%
1	藤里町	196	196	100.0%
1	三種町	1,908	1,908	100.0%
1	八峰町	1,216	1,216	100.0%
	五城目町	0	0	
	八郎潟町	0	0	
	井川町	0	0	
	大潟村	0	0	
1	美郷町	4,168	4,168	100.0%
1	羽後町	2,359	2,359	100.0%
	東成瀬村	0	0	
	秋田県計	100,217	100,217	100.0%

*1 公共下水道接続の14地区を除く。

*2 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内（但し、H31.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む）の人口である。

整備率(%)	=	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$
--------	---	--

整備率グラフ



農業集落排水施設 整備率推移

年度	H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末
整備率	86.7%	88.5%	90.8%	91.1%	96.5%	100.0%	100.0%	100.0%

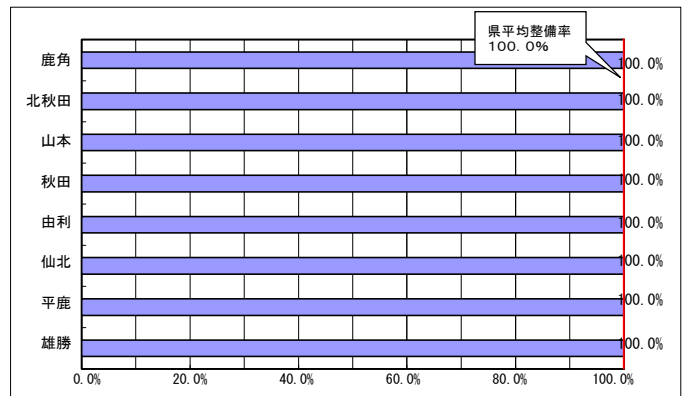
地域振興局別 農業集落排水施設 整備率

振興局名	計画区域内人口	処理区域内人口	H30末整備率
鹿角	1,727	1,727	100.0%
北秋田	14,196	14,196	100.0%
山本	3,535	3,535	100.0%
秋田	11,136	11,136	100.0%
由利	28,634	28,634	100.0%
仙北	27,430	27,430	100.0%
平鹿	7,405	7,405	100.0%
雄勝	6,154	6,154	100.0%
県計	100,217	100,217	100.0%

*1 公共下水道接続の14地区を除く。

*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内（但し、H31.3.31時点で農業排水施設として運営されている地区を含む）の人口である。

地域振興局別 整備率グラフ



(5) 平成30年度末 農業集落排水施設 接続率

(平成31年3月31日現在)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	接 続 人 口	接続率	着手 年度	供用 年月
1	能代市	52,819	215	215	100.0%	H 9	H11. 8
2	上小阿仁村	2,291	1,019	1,016	99.7%	H 2	H 4. 7
3	秋田市	308,163	9,003	8,637	95.9%	S58	S59. 6
4	美郷町	19,607	4,168	3,906	93.7%	S58	S61. 11
5	にかほ市	24,533	6,712	6,199	92.4%	H 1	H 4. 5
6	北秋田市	31,884	5,758	5,220	90.7%	S58	S61. 1
7	藤里町	3,252	196	176	89.8%	H11	H14. 12
8	大館市	71,944	7,419	6,316	85.1%	S62	H 2. 4
9	男鹿市	27,361	1,239	1,014	81.8%	H 6	H 9. 12
10	横手市	89,646	7,405	5,876	79.4%	S58	S63. 4
11	由利本荘市	76,784	21,922	17,348	79.1%	S57	S59. 6
12	潟上市	32,775	894	687	76.8%	S59	S64. 1
13	羽後町	14,877	2,359	1,796	76.1%	H 6	H 9. 8
14	仙北市	26,205	4,227	3,145	74.4%	S63	H 4. 4
15	鹿角市	30,733	1,727	1,224	70.9%	H10	H13. 4
16	大仙市	81,144	19,035	13,312	69.9%	H 1	H 4. 6
17	湯沢市	44,963	3,795	2,296	60.5%	H 4	H 6. 11
18	三種町	16,522	1,908	1,097	57.5%	S58	S62. 4
19	八峰町	7,115	1,216	698	57.4%	H10	H12. 12
	小坂町	5,074					
	五城目町	9,190					
	八郎潟町	5,846					
	井川町	4,744					
	大潟村	3,104					
	東成瀬村	2,547					
	秋 田 県 計	993,123	100,217	80,178	80.0%		

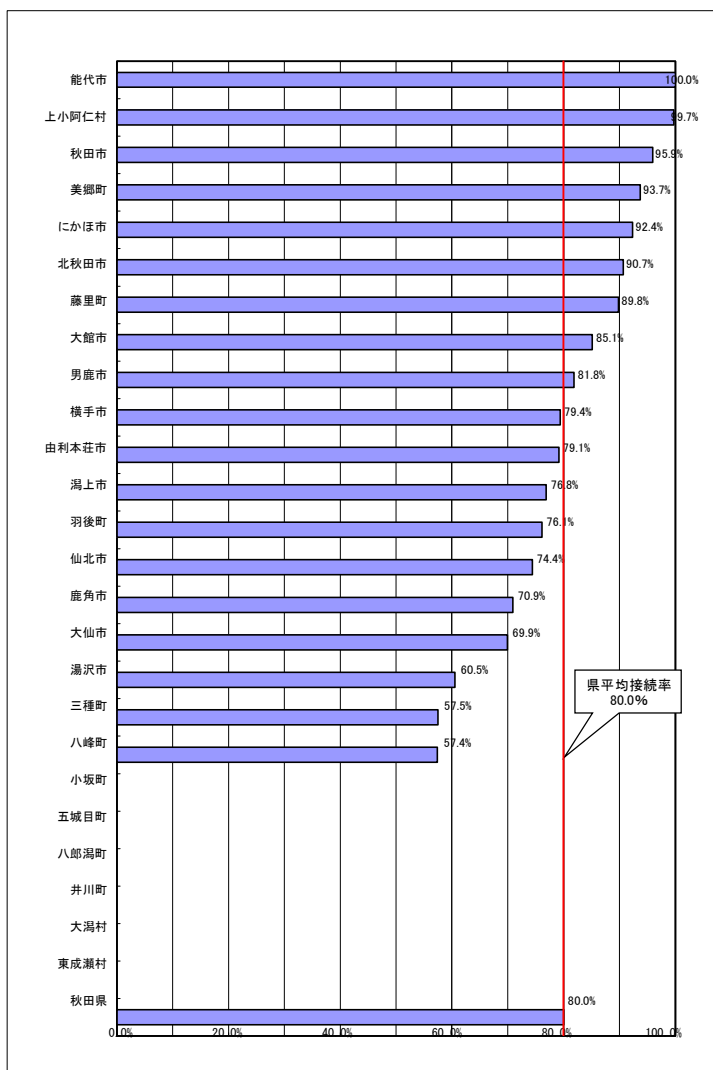
*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の14地区を除く。

但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、H31.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

接続率グラフ



農業集落排水施設 接続率推移

年度	H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末
接続率	75.1%	73.9%	76.6%	77.6%	77.6%	78.7%	79.5%	80.0%

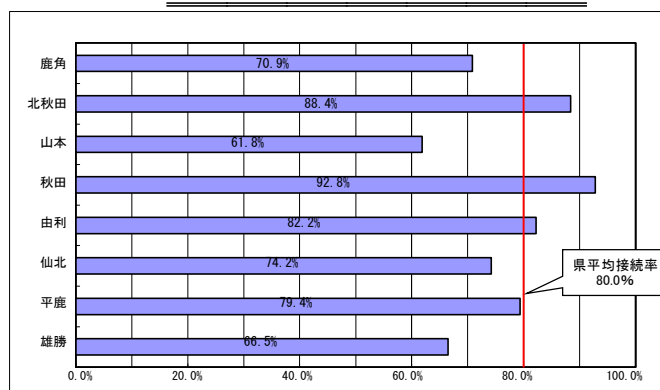
地域振興局別 農業集落排水施設 接続率

振興局名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	接 続 人 口	H30末 接続率
鹿 角	35,807	1,727	1,224	70.9%
北 秋 田	106,119	14,196	12,552	88.4%
山 本	79,708	3,535	2,186	61.8%
秋 田	391,183	11,136	10,338	92.8%
由 利	101,317	28,634	23,547	82.2%
仙 北	126,956	27,430	20,363	74.2%
平 鹿	89,646	7,405	5,876	79.4%
雄 勝	62,387	6,154	4,092	66.5%
県 計	993,123	100,217	80,178	80.0%

*1 公共下水道接続の14地区を除く。

*2 処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、H31.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別 接続率グラフ



(6) 農業集落排水施設 使用料

平成31年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系		基本 水量 (m3/月)	基 本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m3)
	(区分水量)	は基本水量（基本使用料）の区分線 は水量毎の単価の区分線				
鹿角市	0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	(基本料1世帯当たり1,990円) + (人員割料世帯人員1人当たり560円)	(m3)	-	1,990	税抜き 3,963
※大館市	0 10 20 50 100	1,512 162.0 172.8 205.2 226.8	(m3)	10	1,512	税込み 3,132
北 秋 田 市	旧 鷹 巣 町 地 区 旧 森 吉 町 地 区 旧 合 川 町 地 区	(基本料1世帯当たり1,500円) + (人員割料世帯人員1人当たり400円)	(m3)	-	1,575	税込み 2,835
	旧 阿 仁 町 地 区	0 10 20 30 40 50 100	(m3)	10	1,365	税込み 2,835
		1,300 140 150.0 160 170.0 180 190	(円)			
※小阿仁村		(基本料1世帯当たり1,715円) + (人員割料世帯人員1人当たり572円)	(m3)	-	1,715	税抜き 3,705
能代市		(基本料1世帯当たり1,830円) + (人員割料世帯人員1人当たり470円)	(m3)	-	1,830	税抜き 3,499
※藤里町	0 10	1,296 129	(m3)	10	1,296	税込み 2,592
※八峰町	0 10	1,620 162	(m3)	10	1,620	税込み 3,240
※三種町	0 10 30 50 100 500 1,000	1,512 151.2 140.4 129.6 118.8	(m3)	10	1,512	税込み 3,024
※秋田市	0 10 30 50 100 500 1,000	1,020 181 226 249 305 352 427	(m3)	10	1,020	税抜き 3,056
※男鹿市	0 10 20 50 100	1,620 162.0 172.8 205.2 226.8	(m3)	10	1,620	税込み 3,240
※潟上市 (旧昭和町地区)	0 10 30 50 100	1,296 172 194 205 237	(m3)	10	1,296	税込み 3,016
※由利本荘市	0 10 20 50 100	123 154 174 195 216	(m3)	-	514	税込み 3,284
にかほ市	0 10	1,100 110	(m3)	10	1,100	税抜き 2,376
大 仙 市	※ 従 量 制	0 10 30 50 100	(m3)	10	1,510	税込み 3,160
	定 額 制 (旧大曲市)	(基本使用料1戸当たり 2,470円) + (人員割料世帯人員1人につき 535円)	(m3)	-	2,410	税込み 4,075
	※ 定 額 制 (旧大曲市を除く)	(基本使用料1戸当たり 1,510円) + (人員割料世帯人員1人につき 535円)	(m3)	-	1,510	税込み 3,115
※仙北市	0 5 10 20 30 40 50 100	756 108 140.4 151.2 162 172.8 183.6 194.4	(m3)	5	756	税込み 2,700
美郷町	0 5	540 140	(m4)	5	540	税込み 2,640
※横手市	0 5 10 20 30 40 50 100	700 140 149 158 167 176 185 194	(m3)	5	700	税抜き 3,121
※湯沢市	0 6 20 50 100	1,303 171 182 192 202	(m3)	6	1,303	税込み 3,697
羽後町		(基本料1世帯当たり1,400円) + (人員割料世帯人員1人当たり535円)	(m3)	-	1,400	税込み 3,005

※ 公共下水道使用料と同じ

(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度

平成31年4月現在

市町村名	助 成 制 度		貸 付 制 度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽		
			貸付金	償還方法	貸付利率	貸付金	償還方法	貸付利率
※ 鹿 角 市	住宅リフォーム補助 工事費の20%(上限10万円※多子世帯「18歳未満の子が3人以上」は20万円)		1世帯当り80万円 3個以上の場合は1個30万円 (限度額150万円)	50ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大 館 市	住宅リフォーム緊急支援事業(下水道・農業・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費30万円以上 : 対象工事費の上限20% 上限50万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
北 秋 田 市	住宅リフォーム支援事業(30万円以上の工事で、工事費の10%。ただし、補助金が10万円を超えるときは、10万円)		1世帯当り100万円 供用開始から3年を超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
上小阿仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利率の1%を村が負担	(貸付制度なし)		
能 代 市	住宅リフォーム支援事業 ・対象工事費30万円以上: 対象工事費の10%(ただし、補助金が20万円を超えるときは、20万円)		対象工事 1件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 (3年以内)	汲取便所と同様		
※ 藤 里 町	・加入奨励金: 3～7万円 ・積立奨励金: 1～3万円 ・資金対策助成金: 1～4万円 ・環境浄化促進助成金(配管、樹、便器、既設便槽解体に助成)		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
三 種 町	住宅リフォーム助成事業(工事費用20万円以上対象) ・対象工事費用の15% ・上限15万円		1戸当たり100万円 2箇所以上の場合は2箇所目から1箇所40万円(限度額200万円) 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内元金均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八 峰 町	八峰町住まいづくり応援事業(下水道・農業・漁業・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費の15%を上限(上限30万円) 下水道新規接続の場合は一律10万円上乗せ		1世帯当り70万円以内 2個以上のトイレを水洗化した場合は100万円以内	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
秋田市	・一戸2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円 ※対象は工事費60万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内 125万円限度	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
男 鹿 市			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※ 湯 上 市	・住宅リフォーム補助(工事費50万円以上対象) 工事費の10%(限度額15万円)		1戸当り70万円以内 貸家アパート等は1戸25万円以内 (限度額100万円)	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
由利本荘市	・住宅リフォーム資金助成事業 工事費の10%(15%)補助、上限10万円(20万円) 条件: 工事費総額が50万円以上であること。		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
に か ほ 市	住宅リフォーム推進事業補助金 ・一般型 工事費 5%又は最大10万円 ・子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 ・子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※ 大 仙 市	下水道接続促進補助金 供用開始から3年以内の区域に限り、新規の接続工事に2万円の補助金 住宅リフォーム支援事業 工事費の10%補助(上限20万円)	下水道接続促進補助金 ・単独処理浄化槽 汲取便所と同様 ・合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金	(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※ 仙 北 市	・住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大10万円 子育て世帯は10%、最大20万円		仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん制度(上限100万円)	50か月以内、元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
美 郷 町	区域内の既存住宅が新規に接続する際、美郷町内業者が施工する下水道接続工事の場合、下水道接続工事費の1/3以内(補助限度額10万円)を助成 (水洗便所改造資金融資貸付制度利用者、税および各使用料並びに各資金貸付金の償還を滞納している者は対象外)		水洗便所改造資金融資貸付制度 (上限100万円)	60ヶ月元金均等償還	供用開始3年以内 —金額町負担 供用開始3年経過 —1/2町負担	汲取便所と同様		
※ 横 手 市			供用開始後3年以内 1世帯当り 120万円 供用開始後3年超 1世帯当り 80万円	最大72ヶ月までの均等償還	市負担	汲取便所と同様		
※ 湯 沢 市			工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は 1個50万円以内 (限度額200万円) 供用開始後3年まで	72ヶ月以内元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
羽 後 町	・高齢者世帯排水設備工事費助成 限度額 40万円(条件: 65歳以上のみの世帯、分担金減免基準該当、個人負担 5万円/人) ・身体障害者世帯排水設備工事費助成 限度額 30万円(条件: 1又は2級、3級1種及び4級1種の障害認定者が同居している世帯) ・住環境リフォーム助成 助成金額 30万円(条件: 排水設備工事を含む住宅の増改築工事を実施。工事総額が100万円以上であること。)		1世帯当り 90万円以内 2個以上の場合は限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
		浄化槽廃止助成(条件: 浄化槽を廃止し農業排施設に接続する世帯) ・設置後10年以上の合併浄化槽又は単独浄化槽を所有 10万円						

※ 公共下水道の助成・貸付制度と同じ

7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等

(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区（地区）一覧表

実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 (地区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用開始 年 月	摘 要
				着手	完了		
【漁業集落排水施設】							
男鹿市	男鹿市	入道崎	321	H10	H13	H14.1	
		門前	108	H21	H24	H25.4	
	若美町	(若美)	—	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続
	(市計)	2処理区	429				
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	1,060	H7	H14	H10.6	
	西目町	出戸	253	H2	H7	H8. 4	
	(市計)	2処理区	1,313				
八峰町	八森町	岩館	721	H11	H20	H18.3	
〔漁集施設 計〕		5処理区	2,463				
【林業集落排水施設】							
横手市	大森町	武道	49	H8	H10	H10.12	
仙北市	西木村	中里	101	H12	H15	H15.3	
		相内潟	20	H9	H10	H11.3	
	(市計)	2処理区	121				
〔林集施設 計〕		3処理区	170				
【簡易排水処理施設】							
由利本荘市	岩城町	雪川	32	H5	H5	H6. 4	
		下黒川	41	H11	H11	H12.4	
		六呂田	46	H12	H12	H13.4	
		泉田	21	H12	H12	H13.4	
		福俣	35	H13	H13	H14.4	
	(市計)	5処理区	175				
仙北市	西木村	潟尻	17	H11	H12	H13.3	
〔簡易排水施設 計〕		6処理区	192				
【小規模集合排水処理施設】							
横手市	大森町	矢走	16	H6	H6	H7. 4	
由利本荘市	岩城町	下蛇田	37	H14	H14	H15.4	
	由利町	二夕子	25	H8	H8	H9. 6	
		田代	26	H8	H8	H9. 6	
	(市計)	3処理区	88				
にかほ市	仁賀保町	水沢	34	H7	H7	H8. 5	
		上坂	39	H8	H8	H9. 5	
		下坂	24	H11	H11	H12.5	
	(市計)	3処理区	97				
〔小規模排水施設 計〕		7処理区	201				
漁集・林集・簡易・小規模 排水処理施設 合計		21処理区	3,026				(公共下水道接続地区を除く。)

*1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。

*2 計画人口は、H31.3.31時点の計画処理人口である。

*3 公共下水道接続地区は地区名を()書きで表記。

(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率

(平成31年3月31日現在)

市町村名	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率	接続人口(人)	接続率	計画地区数	着手済地区数	供用済地区数
横手市	65	65	100.0%	64	98.5%	2	2	2
男鹿市	429	429	100.0%	389	90.7%	3	3	3
由利本荘市	1,576	1,576	100.0%	1,375	87.2%	10	10	10
にかほ市	97	97	100.0%	90	92.8%	3	3	3
仙北市	138	138	100.0%	93	67.4%	3	3	3
八峰町	721	721	100.0%	466	64.6%	1	1	1
計	3,026	3,026	100.0%	2,477	81.9%	22	22	22

*1 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区(男鹿市1地区)を除く。
但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

(参考 事業区分別 整備率・接続率)

(平成31年3月31日現在)

市町村名	漁業集落排水					林業集落排水					簡易排水施設					小規模施設				
	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)
横手市						49	49	100	48	98						16	16	100	16	100
男鹿市	429	429	100	389	90.7															
由利本荘市	1,313	1,313	100	1,147	87.4						175	175	100	151	86.3	88	88	100	77	87.5
にかほ市																97	97	100	90	92.8
仙北市						121	121	100	77	63.6	17	17	100	16	94.1					
八峰町	721	721	100	466	64.6															
県 合計	2,463	2,463	100	2,002	81.3	170	170	100	125	73.5	192	192	100	167	87.0	201	201	100	183	91.0

8. 合併処理浄化槽整備事業

(1) 合併処理浄化槽整備事業概要

《事業目的》

合併処理浄化槽整備事業の目的は、公共用水域の環境保全及び快適な生活環境の確保のために、公共下水道などの集合処理施設（下水道、集落排水）の整備によりがたい地域において、合併処理浄化槽の整備を促進し生活排水処理施設を普及させることである。

《事業内容》

○浄化槽設置整備事業（国庫補助事業 S62～、県費補助 H3～） 個人設置型

住居単位で設置、個人管理

個人で浄化槽を設置しようとする者に対し市町村が助成を行う場合に、その助成費用の一部を市町村に対して補助するもの。

○浄化槽市町村整備推進事業（国庫補助事業 H6～、県費補助なし） 市町村設置型

集落単位を市町村で整備、市町村管理

市町村自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を図るものであり、個人設置型の事業とは異なり、市町村予算と国庫補助で事業が行われることから、住民負担の軽減が図られる仕組みとなっている。

平成30年度 合併処理浄化槽整備事業概要

No	事業主体 市町村名	市町村設置型 ・ 個人設置型	循環型社会形成 推進交付金	地方創生汚水 処理施設整備 推進交付金	設置 基數	人槽別内訳 上段:市町村設置型 下段:個人設置型									
						5人槽	6～	8～	11～	16～	21～	26～	31～	41～	51～
						5人槽	6～	8～	11～		21～		31～		51～
1	秋田市														
2	能代市	市町村設置型	○		36	24	11		1						
		個人設置型	○		31	29	2								
3	横手市	個人設置型	○		150	77	71		2						
4	大館市	個人設置型	○		50	39	11								
5	男鹿市	個人設置型	○		10	5	5								
6	湯沢市	個人設置型	○		54	26	28								
7	鹿角市	個人設置型	○		34	22	12								
8	由利本荘市	個人設置型		○	32	28	4								
9	潟上市	個人設置型	○		3	3									
10	大仙市	個人設置型	○		114	59	54		1						
11	北秋田市	個人設置型	○		13	7	6								
12	にかほ市														
13	仙北市	個人設置型	○		35	16	19								
14	小坂町	個人設置型	○		3	2	1								
15	上小阿仁村	個人設置型	○		1		1								
16	藤里町														
17	三種町	個人設置型	○		16	15	1								
18	八峰町	個人設置型	○		2	2									
19	五城目町	個人設置型	○		7	6	1								
20	八郎潟町														
21	井川町														
22	大潟村														
23	美郷町	個人設置型	○		38	24	13		1						
24	羽後町	個人設置型	○		17	3	14								
25	東成瀬村	市町村設置型	○		8	5	1		1	1					
計		市町村設置型	2市村(1市1村)		44	29	12		2	1					
		個人設置型	18市町村(11市6町1村)		610	363	243		4						
合 計			19市町村(11市6町2村)		654	392	255		6	1					

合併処理浄化槽整備事業経緯

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
個人設置型	実施市町村	18	18	17	17	17	19	19	20	20	21	20	20	20	19
	設置基數	1,221	1,135	1,028	935	932	930	828	797	860	637	708	710	664	610
市町村設置型	実施市町村	10	11	12	11	11	9	8	5	4	4	3	4	3	3
	設置基數	733	618	577	374	274	213	139	172	120	119	51	68	52	44
浄化槽整備事業計		設置基數	1,954	1,753	1,605	1,309	1,206	1,143	967	969	980	756	759	778	654

* 市町村合併 H17末 25市町村

* 繰越は、事業実施年度に計上

(2) 法定検査の実施状況（第7条及び第11条検査）

浄化槽検査には、浄化槽法第7条に基づく浄化槽設置後の検査「7条検査」と浄化槽法第11条に基づく年1回の検査「11条検査」があります。「7条検査」は、新規に設置された浄化槽について行われ、「11条検査」は、既設浄化槽について行われます。浄化槽法の改正により、「7条検査」は、合併処理浄化槽のみとなっていますが、「11条検査」については、平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽も含まれます。

浄化槽の水質に関する検査の目的は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとされています。「7条検査」では、その機能をおおむね発揮した時点において、所定の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施するものであることとされ、「11条検査」では、適正な維持管理により所定の処理機能が確保されているかに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、定期的、継続的に実施するものであることとされています。

浄化槽法検査実施結果（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

・第7条検査

都道府県名	検査対象基数		実施数		受検率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	1,533	1,533	1,459	1,459	95.2%	95.2%
青森県	1,605	1,605	1,331	1,331	82.9%	82.9%
岩手県	1,878	1,878	1,963	1,963	100.0%	100.0%
宮城県	2,715	2,715	2,715	2,715	100.0%	100.0%
秋田県	1,026	1,026	1,238	1,238	100.0%	100.0%
山形県	694	694	736	736	100.0%	100.0%
福島県	4,734	4,734	4,358	4,358	92.1%	92.1%
茨城県	4,571	4,571	4,073	4,073	89.1%	89.1%
栃木県	2,444	2,444	2,444	2,444	100.0%	100.0%
群馬県	5,064	5,064	4,449	4,449	87.9%	87.9%
埼玉県	6,924	6,924	5,436	5,436	78.5%	78.5%
千葉県	6,603	6,603	5,619	5,619	85.1%	85.1%
東京都	202	202	135	135	66.8%	66.8%
神奈川県	1,220	1,220	841	841	68.9%	68.9%
新潟県	1,602	1,602	1,490	1,490	93.0%	93.0%
富山県	210	210	210	210	100.0%	100.0%
石川県	511	511	511	511	100.0%	100.0%
福井県	352	352	352	352	100.0%	100.0%
山梨県	1,288	1,288	1,199	1,199	93.1%	93.1%
長野県	1,282	1,282	1,197	1,197	93.4%	93.4%
岐阜県	1,867	1,867	1,867	1,867	100.0%	100.0%
静岡県	7,514	7,514	6,614	6,614	88.0%	88.0%
愛知県	8,121	8,121	7,915	7,915	97.5%	97.5%
三重県	3,151	3,151	3,154	3,154	100.0%	100.0%
滋賀県	321	321	321	321	100.0%	100.0%
京都府	427	427	451	451	100.0%	100.0%
大阪府	885	885	885	885	100.0%	100.0%
兵庫県	459	459	691	691	100.0%	100.0%
奈良県	1,009	1,009	1,009	1,009	100.0%	100.0%
和歌山県	3,118	3,118	3,370	3,361	100.0%	100.0%
鳥取県	315	315	275	275	87.3%	87.3%
島根県	1,050	1,050	1,050	1,050	100.0%	100.0%
岡山県	2,870	2,869	2,870	2,869	100.0%	100.0%
広島県	2,712	2,712	2,712	2,712	100.0%	100.0%
山口県	1,765	1,765	1,565	1,565	88.7%	88.7%
徳島県	2,683	2,680	2,683	2,680	100.0%	100.0%
香川県	3,230	3,230	3,230	3,230	100.0%	100.0%
愛媛県	2,332	2,332	2,285	2,285	98.0%	98.0%
高知県	1,744	1,744	1,589	1,589	91.1%	91.1%
福岡県	3,455	3,455	3,455	3,455	100.0%	100.0%
佐賀県	1,430	1,430	1,430	1,430	100.0%	100.0%
長崎県	2,053	2,053	1,737	1,737	84.6%	84.6%
熊本県	2,971	2,971	2,529	2,529	85.1%	85.1%
大分県	2,880	2,880	2,880	2,880	100.0%	100.0%
宮崎県	2,503	2,503	2,683	2,683	100.0%	100.0%
鹿児島県	6,484	6,484	6,471	6,471	99.8%	99.8%
沖縄県	1,736	1,736	1,736	1,736	100.0%	100.0%
合計	115,543	115,539	109,213	109,200	94.5%	94.5%

・第11条検査

都道府県名	検査対象基数		実施数		受検率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	65,469	47,978	53,286	43,077	81.4%	89.8%
青森県	104,145	39,124	50,757	31,389	48.7%	80.2%
岩手県	54,199	49,548	47,987	44,575	88.5%	90.0%
宮城県	69,284	45,601	62,414	44,826	90.1%	98.3%
秋田県	63,751	35,336	43,026	32,363	67.5%	91.6%
山形県	69,572	31,712	52,013	27,934	74.8%	88.1%
福島県	259,116	106,093	75,179	68,889	29.0%	64.9%
茨城県	232,593	142,092	90,558	73,534	38.9%	51.8%
栃木県	148,184	99,103	100,847	66,002	68.1%	66.6%
群馬県	302,490	122,249	223,234	98,418	73.8%	80.5%
埼玉県	487,607	219,806	74,861	63,253	15.4%	28.8%
千葉県	566,519	238,216	51,738	45,294	9.1%	19.0%
東京都	25,485	9,223	4,527	3,691	17.8%	40.0%
神奈川県	127,065	31,124	22,588	12,584	17.8%	40.4%
新潟県	185,753	51,686	131,986	41,925	71.1%	81.1%
富山県	43,773	12,948	13,981	8,830	31.9%	68.2%
石川県	53,121	22,128	22,678	13,976	42.7%	63.2%
福井県	44,056	17,581	16,625	10,605	37.7%	60.3%
山梨県	120,034	44,735	16,782	14,286	14.0%	31.9%
長野県	82,148	68,724	40,377	37,364	49.2%	54.4%
岐阜県	162,597	72,162	156,970	71,376	96.5%	98.9%
静岡県	497,575	165,592	86,618	79,217	17.4%	47.8%
愛知県	532,825	194,930	111,976	98,271	21.0%	50.4%
三重県	220,026	115,491	75,578	55,746	34.3%	48.3%
滋賀県	32,704	19,005	14,805	10,634	45.3%	56.0%
京都府	36,993	23,079	18,685	15,410	50.5%	66.8%
大阪府	134,989	47,816	13,429	10,439	9.9%	21.8%
兵庫県	81,022	43,045	52,566	35,775	64.9%	83.1%
奈良県	101,122	30,731	18,135	14,342	17.9%	46.7%
和歌山県	195,729	93,684	64,071	52,219	32.7%	55.7%
鳥取県	27,103	11,495	14,395	8,222	53.1%	71.5%
島根県	68,796	34,237	47,966	30,433	69.7%	88.9%
岡山県	166,894	103,843	150,760	98,103	90.3%	94.5%
広島県	161,834	89,728	114,141	70,909	70.5%	79.0%
山口県	112,093	61,488	58,136	37,061	51.9%	60.3%
徳島県	146,754	56,989	85,002	38,420	57.9%	67.4%
香川県	150,291	74,259	76,103	45,632	50.6%	61.4%
愛媛県	166,191	77,180	60,066	57,280	36.1%	74.2%
高知県	91,180	52,586	53,438	38,894	58.6%	74.0%
福岡県	173,246	126,371	119,894	101,735	69.2%	80.5%
佐賀県	53,299	35,170	42,603	31,744	79.9%	90.3%
長崎県	69,921	55,674	58,446	47,940	83.6%	86.1%
熊本県	133,833	80,430	87,556	62,825	65.4%	78.1%
大分県	144,728	74,390	62,306	54,664	43.1%	73.5%
宮崎県	132,374	67,317	73,578	46,774	55.6%	69.5%
鹿児島県	255,422	167,061	93,738	65,933	36.7%	39.5%
沖縄県	49,446	18,461	6,780	6,065	13.7%	32.9%
合計	7,203,351	3,427,221	3,013,185	2,068,878	41.8%	60.4%

(3) 合併処理浄化槽施設 使用料【市町村設置型】

平成31年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系 (区分水量) は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	基本 水量 (m3/月)	基 本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税込	設置 基数 (国庫補助)
					(円/20m3)	
大 館 市 (住 家 : 人 数 制)	(1人6m ³ で算定した量に相当する従量制の金額。ただし、1人は、基本使用料 1,512円。)	(m3) -	1,512	税込み	2,808	314
大 館 市 (非 住 家 : 従 量 制) ※公共下水道使用料と同じ	0 10 20 50 100 1,512 162 172.8 205.2 226.8	(m3) 10	1,512	税込み	3,132	
北 秋 田 市 (専 用 ・ 併 用 住 宅)	(月額使用料: 5人槽 2,915円)	(m3) -	2,915	税込み	2,915	233
北 秋 田 市 (事 業 所 等)	(月額使用料: 5人槽 3,345円)	(m3) -	3,345	税込み	3,345	
能 代 市 (専 用 ・ 併 用 住 宅)	(月額使用料: 5人槽 2,600円)	(m3) -	2,600	税抜き	2,808	1,712
能 代 市 (事 業 所 等)	(月額使用料: 5人槽 3,800円)	(m3) -	3,800	税抜き	4,104	
藤 里 町	(月額使用料: 5人槽 2,613円)	(m3) -	2,613	税込み	2,613	141
八 峰 町	(月額使用料: 5人槽 3,080円)	(m3) -	3,080	税込み	3,080	20
秋 田 市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 30 50 100 500 1,000 1,020 181 226 249 305 352 427	(m3) 10	1,020	税抜き	3,056	191
湯 上 市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 30 50 100 1,296 172 194 205 237	(m3) 10	1,296	税込み	3,016	88
由 利 本 荘 市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 20 50 100 514 123 154 174 195 216	(m3) 0	514	税込み	3,284	134
大 仙 市 (旧西仙北町・旧協和町地区)	0 10 30 50 100 1,190 165 174 206 237	(m3) 10	1,190	税込み	2,840	380
仙 北 市	1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 8人 9人 10人 ※H25.11より料金統一 1,620 2,160 2,700 3,240 3,780 4,320 4,860 5,400 5,940 6,480 7,020	(円) -	1,620	税込み	3,240	774
横 手 市	(月額使用料: 5人槽 5,400円)	(m3) -	5,400	税込み	5,400	509
湯 沢 市 (旧 稲 川 町 地 区)	(月額使用料: 5人槽 3,420円)	(m3) -	3,420	税込み	3,420	1,526
湯 沢 市 (旧 皆 瀬 村 町 地 区)	(月額使用料: 5人槽 3,420円)	(m3) -	3,420	税込み	3,420	
東 成 瀬 村	(月額使用料: 5人槽 2,200円)	(m3) -	2,200	税抜き	2,370	619

(4) 合併処理浄化槽 補助金制度

平成31年4月現在

市町村名	補助金交付限度額		補助金の対象
	個別処理計画区域内	集合処理計画区域内	
鹿角市	5人槽 351,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円		・専用住宅
小坂町	5人槽 717,000円 6～7人槽 939,000円 8～10人槽 1,330,000円	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
大館市	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円		・専用住宅
北秋田市	5人槽 469,000円 6～7人槽 588,000円 8～10人槽 784,000円		・専用住宅
上小阿仁村	5人槽 429,000円 6～7人槽 534,000円 8～10人槽 706,000円		・専用住宅
能代市	5人槽 442,000円 6～7人槽 561,000円 8～10人槽 738,000円		・専用・併用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
藤里町	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円		・専用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
三種町	5人槽 610,000円 6～7人槽 700,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八峰町	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円		・専用住宅
男鹿市	5人槽 352,000円(550,000円) 6～7人槽 441,000円(549,000円) 8～10人槽 588,000円(615,000円) ※()「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者		・専用住宅
潟上市	5人槽 352,000円(550,000円) 6～7人槽 441,000円(549,000円) 8～10人槽 588,000円(615,000円) ※()「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者		・専用住宅及び店舗等併用住宅
五城目町	5人槽 550,000円 6～7人槽 549,000円 8～10人槽 615,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八郎潟町	5人槽 550,000円 6～7人槽 549,000円 8～10人槽 615,000円		・高度処理浄化槽のみ対象 ・既存単独処理浄化槽を撤去した場合、撤去に要した費用のうち90,000円を超えない範囲の額を加算する
井川町	5人槽 550,000円 6～7人槽 549,000円 8～10人槽 615,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
由利本荘市	5人槽 560,000円 6～7人槽 701,000円 8～10人槽 949,000円	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
にかほ市	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円 又は上記人槽の工事費の40%のいずれか小さい額		・専用住宅(処理対象人員5人以上10人槽以下の合併処理浄化槽)
大仙市	5人槽 470,000円(352,000円) 6～7人槽 588,000円(441,000円) 8～10人槽 784,000円(588,000円) ※()市内以外の業者が施工する場合		・専用住宅
仙北市	5人槽 402,000円 6～7人槽 491,000円 8～10人槽 638,000円		・専用住宅
美郷町	5人槽 475,000円 6～7人槽 554,000円 8～10人槽 703,000円		・専用住宅等 (50人槽以下の合併処理浄化槽)
横手市	5人槽 452,000円 6～7人槽 541,000円 8～10人槽 688,000円	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
湯沢市	5人槽 484,000円 6～7人槽 606,000円 8～10人槽 814,000円		・専用住宅
羽後町	5人槽 352,000円(652,000円) 6～7人槽 441,000円(741,000円) 8～10人槽 588,000円(888,000円) ※()身体障害者世帯及び高齢者世帯		・専用住宅

※1.補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は、上記表のとおりである。

※2.交付対象は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域、農業集落排水事業等の事業採択を受けた区域及び個別排水処理施設整備事業対象区域を除いた地域。

※3.高度処理浄化槽:窒素除去能力を有するもの(放流水の総窒素濃度が20mg/L以下の機能を有するもの)をいう。

※4 12市町村で独自の嵩上げ補助を行っている。

のんびりできろ？



「あきたの下水道」 ～資料編～

令和元年9月

編集・発行 秋田県建設部下水道課

〒018-8570 秋田市山王4丁目1番1号

TEL 018(860) 2461 (調整・環境整備班)
2462 (流域下水道班)

FAX 018(860) 3813

E-mail gesuido@pref.akita.lg.jp